

Press Release

解禁: 令和5年12月22日(金) アドレク終了後

新 聞 令和5年12月22日(金)夕刊

報道関係者 各位

令和5年12月22日 老健局高齢者支援課

課 長 峰村 浩司 高齢者虐待防止対策専門官

乙幡 美佐江

主 査 後藤 美詞(内線 3995)

(代表電話) 03(5253)1111 (直通電話) 03(3595)2888

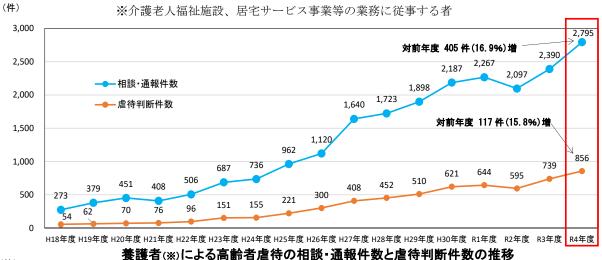
令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等 に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果を公表します

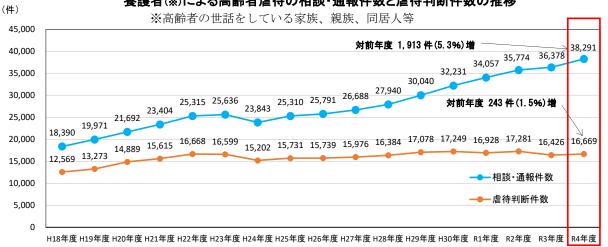
厚生労働省では、このたび、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)に基づく、令和4年度の対応状況等に関する調査結果を取りまとめましたので、公表します。

この調査は、平成19年度から毎年度行われており、平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、全国の市町村及び都道府県で行われた高齢者に対する虐待への対応状況をまとめたものです。

【調査結果 (相談·通報件数等)】

養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移





【主なポイント】

■養介護施設従事者等(※)による虐待

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者

- 一 相談・通報件数は、2,795件(対前年度 405件(16.9%)増)。※過去最多で2年連続増加 虐待判断件数は、856件(対前年度 117件(15.8%)増)。※過去最多で2年連続増加
- 一 相談・通報者の内訳は、当該施設職員(27.6%)が最も多く、当該施設管理者等(15.9%)、家族・親族(15.5%)の順。
- 虐待の種別は、身体的虐待(57.6%)が最も多く、心理的虐待(33.0%)、 介護等放棄(23.2%)、経済的虐待(3.9%)、性的虐待(3.5%)の順。
- 虐待の発生要因は、教育・知識・介護技術等に関する問題(56.1%)が最も多く、職員のストレスや感情コントロールの問題(23.0%)、虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等(22.5%)の順。
- 施設・事業所の種別は、特別養護老人ホーム(32.0%)が最も多く、有料老人ホーム(25.8%)、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(11.9%)の順。
- 虐待等による死亡事例は、8件(8人)。

■養護者(※)による虐待

※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

- 一 相談・通報件数は、38,291件(対前年度1,913件(5.3%)増)。※過去最多で10年連続増加 虐待判断件数は、16,669件(対前年度243件(1.5%)増)。※横ばい傾向
- 相談・通報者の内訳は、警察(34.0%)が最も多く、介護支援専門員(25.0%)、 家族・親族(7.5%)の順。
- 虐待の種別は、身体的虐待(65.3%)が最も多く、心理的虐待(39.0%)、介護等放棄(19.7%)、経済的虐待(14.9%)、性的虐待(0.4%)の順。
- 虐待者の続柄は、息子(39.0%)が最も多く、夫(22.7%)、娘(19.3%)の順。
- 虐待の発生要因は、被虐待者の状態として認知症の症状 (56.6%) が最も多く、 虐待者側の要因として介護疲れ・介護ストレス (54.2%)、理解力の不足や低下 (47.9%) の順。
- 虐待等による死亡事例は、32件(32人)。

令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に 基づく対応状況等に関する調査結果

【調査目的】

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づき、令和 4 年度の高齢者虐待の対応状況等を把握するため、調査を実施した。

【調査対象】

全国 1,741 市町村(特別区を含む。)及び 47 都道府県。

【令和4年度調査方法】

令和4年度中に新たに相談・通報があった事例や令和3年度中に相談・通報があった もののうち、令和4年度中に事実確認や対応を行った事例、市町村や都道府県における 高齢者虐待対応に関する体制整備の実施状況等についてExcelファイルの調査票を上記 自治体へ配布し、回答を得たもの。

【留意事項】

割合(%)は四捨五入しているので、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

【調査結果概要】

1. 高齢者虐待判断件数等

(【】内は添付資料:調査結果のページ番号)

高齢者虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等(※1)によるものが令和 4 年度で 856 件であり、前年度より 117 件 (15.8%) 増加したのに対し、養護者(※2)によるものは 16,669 件であり、前年度より 243 件 (1.5%) 増加した。また、市町村への相談・通報件数は、養介護施設従事者によるものが 2,795 件であり、前年度より 405 件(16.9%) 増加したのに対し、養護者によるものは 38,291 件であり、前年度より 1,913 件 (5.3%) 増加した。 表 1、図 1~図 2【2~6P、11~13P】

表 1 高齢者虐待の判断件数、相談・通報件数(令和3年度対比)

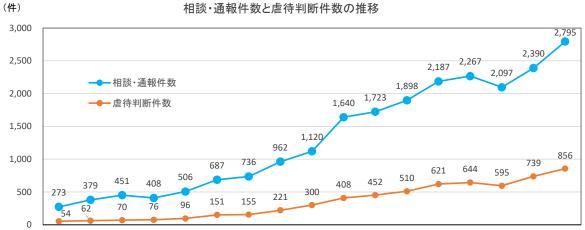
	養介護施設従事者等	(※1) によるもの	養護者(※2)) によるもの
	虐待判断件数 (※3)	相談・通報件数 (※4)	虐待判断件数 (※3)	相談・通報件数 (※4)
令和4年度	856 件	2,795件	16,669件	38, 291 件
令和3年度	739 件	2,390件	16, 426 件	36, 378 件
増減 (増減率)	117件 (15.8%)	405 件 (16. 9%)	243 件 (1.5%)	1,913件 (5.3%)

- ※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者
- ※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

(件)

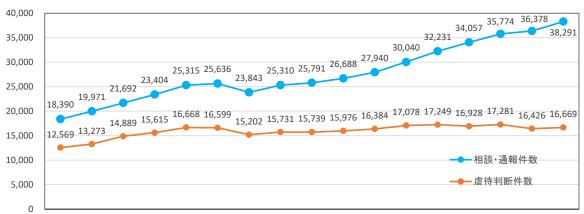
- ※3 調査対象年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日)に市町村等が虐待と判断した件数(施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。)
- ※4 調査対象年度(同上)に市町村が相談・通報を受理した件数

図1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の 相談・通報件数と虐待判断件数の推移



18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 R01年度R02年度R03年度R04年度

図2 養護者による高齢者虐待の 相談・通報件数と虐待判断件数の推移



18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 R01年度R02年度R03年度R04年度

2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(1) 相談·通報者

相談・通報者 3,166 人のうち、「当該施設職員」が 873 人 (27.6%) で最も多く、次いで「当該施設管理者等」が 504 人 (15.9%) であった。(複数回答)【2P】

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数 2,795 件と一致しない。

(2) 事実確認の状況

相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 5 日であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は 38.5 日であった。【3P】

(3) 虐待の発生要因

「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 480 件 (56.1%) で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が 197 件 (23.0%)、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」が 193 件 (22.5%)、「倫理観や理念の欠如」が 153 件 (17.9%)、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」が 99 件 (11.6%)であった。(複数回答)【4P】

(4) 過去の指導等

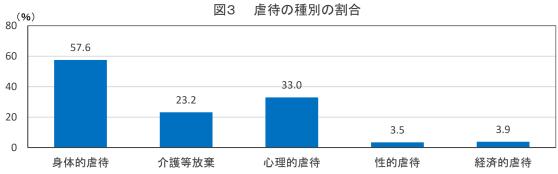
虐待の事実が認められた856件の施設・事業所のうち、232件(27.1%)が過去何らかの指導等(虐待以外の事案に関する指導等を含む)を受けており、過去にも虐待事例が発生していたケースが182件(21.3%)あった。【4P】

(5) 虐待の事実が認められた施設・事業所の種別

「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が274件(32.0%)で最も多く、次いで「有料老人ホーム」が221件(25.8%)、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が102件(11.9%)、「介護老人保健施設」が90件(10.5%)であった。【6P】

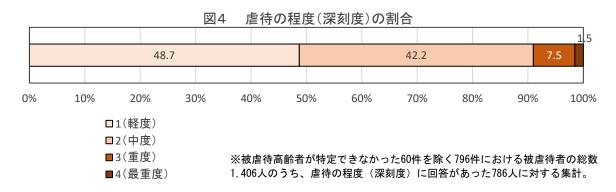
(6) 虐待の内容

○ 養介護施設従事者等による被虐待高齢者として特定された 1,406 人のうち、虐待の種別では「身体的虐待」が 810 人 (57.6%) で最も多く、次いで「心理的虐待」464 人 (33.0%)、「介護等放棄」326 人 (23.2%) であった。(複数回答) 図 3 【6~7P】



※被虐待高齢者が特定できなかった60件を除く796件における被虐待者の総数1,406人に対する集計(複数回答)。

- 被虐待高齢者 1,406 人のうち、「身体拘束あり」は 317 人(22.5%)であった。【7P】
- 虐待の程度(深刻度)の割合では、前回調査より4段階評価に改めたが、最も軽い 「1(軽度)」が383人(48.7%)である一方、最も重い「4(最重度)」は12人(1.5%) であった。図4【7~8P】
 - ※「複数名で判断した場合のみ回答」としたため、深刻度に回答があったのは被虐待高齢者 786 人分に ついてであり、特定された被虐待高齢者総数1,406人と一致しない。
- 高齢者の死亡事例は8件(8人)であった。【5P】

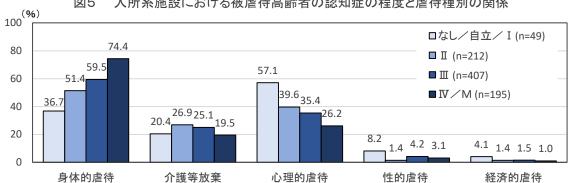


(7)被虐待高齢者の状況

○ 被虐待高齢 1,406 人のうち、「女性」が 1,008 人 (71.7%) を占め、年齢は 85~89 歳 が 335 人 (23.8%)、90~94 歳が 330 人 (23.5%) であった。また、要介護度 3 以上 の者が 1,075 人 (76.5%)、認知症高齢者の日常生活自立度 Ⅱ以上の者が 1,131 人 (80.4%)、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度) A以上の 者が810人(57.6%)であった。【8~9P】

(認知症との関係)

○ 入所系施設における被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待種別」の関係をみる と、被虐待高齢者の認知症日常生活自立度「W/M」の場合、身体的虐待を受けている 割合が高く、心理的虐待を受けている割合が低い傾向がみられた。図 5【27P】

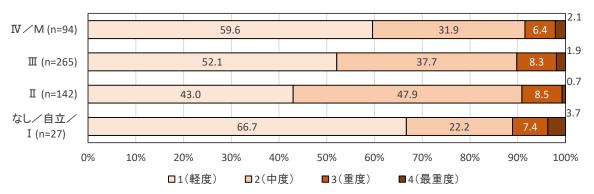


入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

※「入所系施設」は介護保険施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、 軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。認知症の有無・程度が不明の ケースを除く。

○ 入所系施設における被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待の程度(深刻度)」の 関係をみると、被虐待高齢者の認知症日常生活自立度「II」の場合を除き「1(軽度)」 が最も多くなっていた。図6【27P】

図6 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度(深刻度)の関係

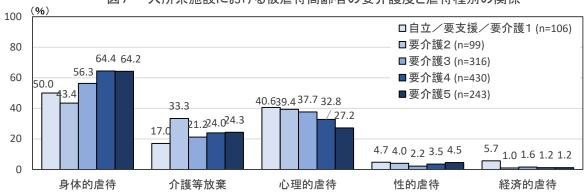


※「入所系施設」は介護保険施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

(要介護度との関係)

○ 入所系施設における被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待種別」の関係をみると、「自立/要支援/要介護1」「要介護2」では身体的虐待を受けている割合が低く、「要介護5」では心理的虐待を受けている割合が低い傾向がみられた。図7【28P】

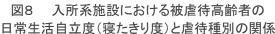
図7 入所系施設における被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

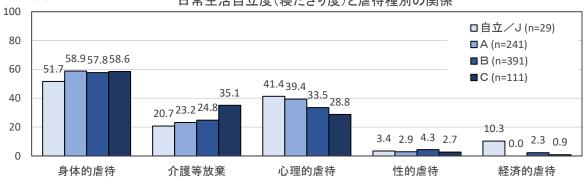


※「入所系施設」は介護保険施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。要介護度が不明のケースを除く。

(日常生活自立度(寝たきり度)との関係)

○ 入所系施設における被虐待高齢者の「日常生活自立度(寝たきり度)」と「虐待種別」の関係をみると、日常生活自立度(寝たきり度)が「C」では介護等放棄を受けている 割合がもっとも高く、心理的虐待を受けている割合がもっとも低かった。図8【28P】





※「入所系施設」は介護保険施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、有料老 人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。寝たきり 度が不明のケースを除く。

(施設種別との関係)

(%)

- いずれの施設種別においても「身体的虐待」が含まれる割合が最も高い。
- 「介護保険施設」では全体に比して被虐待高齢者において「介護等放棄」が含まれる 割合が高く「経済的虐待」が含まれる割合が低い。
- ○「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・小規模多機能型居宅介護」では全体 に比して「心理的虐待」が含まれる割合が高い。
- 「その他入所系」では全体に比して「介護等放棄」が含まれる割合が低い一方「心理 的虐待」が含まれる割合が高い。
- 「居宅系」では全体に比して「身体的虐待」「心理的虐待」が含まれる割合が低い一 方「経済的虐待」が含まれる割合が高い。図9【29P】

100 □介護保険施設 (n=633) 80 ■GH·小規模多機能 (n=207) 57.058.0^{60.8} ■その他入所系 (n=431) 60 ■居宅系 (n=102) 44.1 39.137.1 40 30.6 29.2 29.4 22.7 19.6 14.8 16.7 20 3.9 3.9 _{2.1} ^{5.9} 1.3 0.5 3.7 身体的虐待 介護等放棄 心理的虐待 性的虐待 経済的虐待

施設等種別ごとの虐待種別の関係

※被虐待高齢者ごとに集計。「その他入所系」は有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐 待種別は複数回答形式で集計。

「施設種別」と「虐待の程度(深刻度)」の関係をみると、全体に比して、「認知症対 応型共同生活介護(グループホーム)・小規模多機能型居宅介護」では「3(重度)」の 割合が低く、「その他入所系」では「3(重度)」の割合が高く、「居宅系」事業所では 「2 (中度)」の割合が高い傾向がみられた。図 10 【30P】

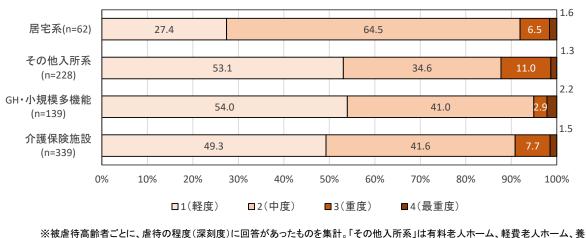
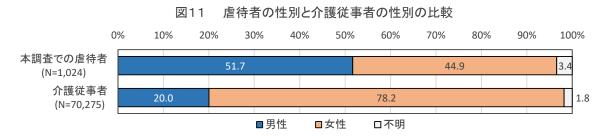


図10 施設等種別と虐待の程度(深刻度)の関係

※被虐待高齢者ごとに、虐待の程度(深刻度)に回答があったものを集計。「その他入所系」は有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。

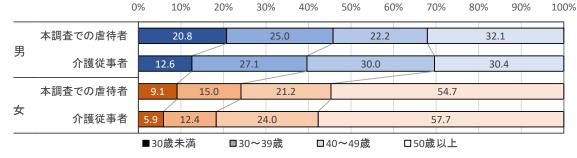
- (8) 虐待を行った養介護施設従事者等(虐待者)の状況
 - 養介護施設従事者等による虐待において特定された虐待者 1,024 人のうち、年齢は「50~59 歳」が 187 人 (18.3%)、「40~49 歳」が 167 人 (16.3%)、「30~39 歳」が 157 人 (15.3%)、「60 歳以上」が 135 人 (13.2%)、「30 歳未満」が 119 人 (11.6%)であった。職種は「介護職」が 833 人 (81.3%) であった。【9P】
 - 虐待者の性別は、「男性」が 529 人 (51.7%)、「女性」が 460 人 (44.9%) であった。 【9P】
 - 虐待者の男女比については、介護従事者全体(介護労働実態調査)に占める男性の割合が 20.0%であるのに比して、虐待者に占める男性の割合が 51.7%であることを踏まえると、虐待者は相対的に男性の割合が高い。図 11【30P】



※「介護従事者」は、介護労働安全センター『令和4年度介護労働実態調査(事業所における介護労働実態調査)』による。

○ 虐待者の男女別年齢を介護従事者全体と比較すると、男性・女性のそれぞれで「30 歳未満」の虐待者の割合が介護従事者全体よりも高い傾向がみられる。図12【30P】

図12 虐待者と介護従事者の性別と年齢の比較



※性別・年齢は「不明」を除く。「介護従事者」は、介護労働安全センター『令和4年度介護労働実態調査(事業所における介護労働実態調査)』による。

(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

市町村等において、施設等への指導、改善計画の提出のほか、法の規定に基づく改善 勧告、指定効力の停止等の対応が取られていた。【10P】

3. 養護者による高齢者虐待

(1) 相談・通報者

相談・通報者 40,678 人のうち「警察」が 13,834 人 (34.0%) で最も多く、次いで「介護支援専門員」が 10,187 人 (25.0%)、「家族・親族」が 3,035 人 (7.5%) であった。【11P】 ※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数 38,291 件と一致しない。

(2) 事実確認の状況

- 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 0 日(即日)であり、相談・通報の受理から虐待判断までの中央値は 3 日であった。【12P】
- 相談・通報件数 38, 291 件 (令和 3 年度に相談・通報があったもののうち、令和 4 年度中に事実確認を行ったものを含む。) について、市町村が事実確認を行った事例 37,015 件 (94.0%) のうち、「訪問調査」が 23,324 件 (59.3%)、「関係者からの情報収集」が 13,537 件 (34.4%)、「立入調査」が 154 件 (0.4%) により実施された。【12P】

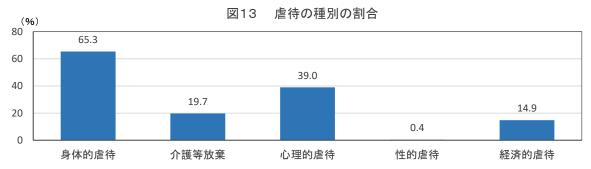
(3) 虐待の発生要因

被虐待者の「認知症の症状」が 9,430 件 (56.6%)、虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」が 9,038 件 (54.2%)、「理解力の不足や低下」が 7,983 件 (47.9%)、「知識や情報の不足」が 7,949 件 (47.7%)、「精神状態が安定していない」が 7,840 件 (47.0%)、「被虐待者との虐待発生までの人間関係」が 7,748 件 (46.5%) であった。(複数回答)【13~14P】

(4) 虐待の内容

○ 養護者による被虐待高齢者の総数 17,091 人のうち、虐待の種別では「身体的虐待」 が 11,167 人 (65.3%) で最も多く、次いで「心理的虐待」が 6,660 人 (39.0%)、「介 護等放棄」が 3,370 人(19.7%)、「経済的虐待」が 2,540 人(14.9%)であった。(複数回答) $\boxed{0}$ $\boxed{13}$ $\boxed{14P}$

○ 虐待の程度(深刻度)の割合は、前回調査より4段階評価に改めたが、「1(軽度)」が4,728人(38.8%)と最も多く、次いで「2(中度)」が4,598人(37.8%)、「3(重度)」が2,101人(17.2%)、「4(最重度)」が753人(6.2%)を占めた。図14【15P】※「複数名で判断した場合のみ回答」としたため、深刻度に回答があったのは被虐待高齢者12,180人分についてであり、特定された被虐待高齢者総数17,091人と一致しない。



※被虐待高齢者の総数17,091人において、被虐待高齢者ごとの虐待種別を複数回答形式で集計。

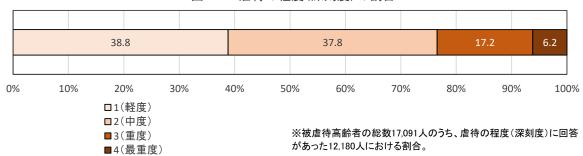


図14 虐待の程度(深刻度)の割合

(5)被虐待高齢者の状況

○ 被虐待高齢者 17,091 人のうち、「女性」が 12,950 人 (75.8%) を占め、年齢では「80~84歳」が 4,332 人 (25.3%)、「85~89歳」が 3,546 人 (20.7%) であった。要介護認定の状況は、認定済みが 11,835 人 (69.2%) であり、要介護認定者内の要介護度別の内訳は「要介護 1」が 3,073 人 (26.0%)、「要介護 2」が 2,534 人 (21.4%)、「要介護 3 以上」が 4,521 人 (38.2%) であった。また、要介護認定者における認知症高齢者の日常生活自立度 II 以上は 8,696 人 (73.5%)、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度 (寝たきり度) A 以上は 8,208 人 (69.4%) であった。【15~16P】

(認知症との関係)

○ 被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待種別」の関係をみると、被虐待高齢者に重 度の認知症がある場合には「介護等放棄」「経済的虐待」を受ける割合が高い。一方で 「身体的虐待」「心理的虐待」では逆の傾向がみられた。図 15【32P】

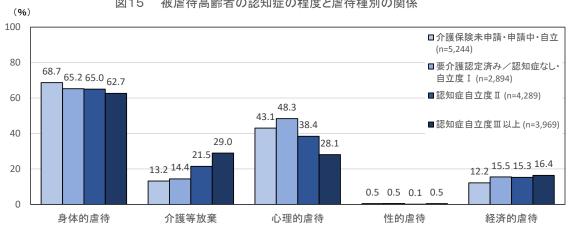
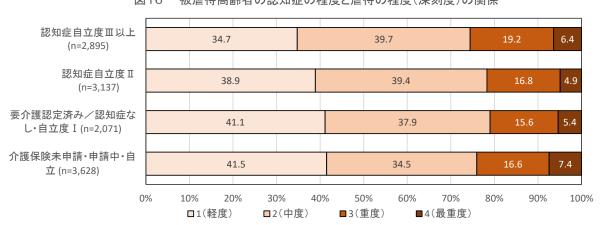


図15 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

※介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

○ 被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待の程度(深刻度)」の関係をみると、全体 に比して、「介護保険未申請・申請中・自立」では「1(軽度)」及び「4(最重度)」の 割合が高く、「認知症自立度Ⅲ以上」では「2(中度)」及び「3(重度)」の割合が高い。 図 16【32P】

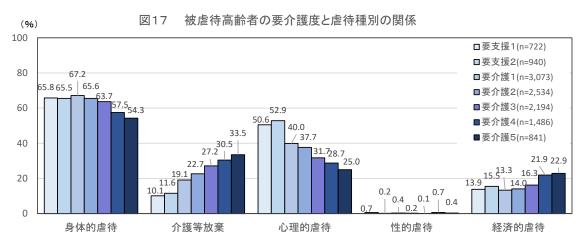


被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度(深刻度)の関係 図16

※虐待の程度(深刻度)に回答があったもののうち、介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

(要介護度との関係)

○ 被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待種別」の関係をみると、「介護等放棄」では要介護度が重い方の割合が高く、「心理的虐待」では逆の傾向がみられた。また「要支援 1」「要支援2」を除くと、「経済的虐待」で「介護等放棄」と同様の傾向が、「身体的虐待」では「心理的虐待」と同様の傾向がみられた。図17【31P】



※要支援・要介護認定済者から要介護度不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

○ 被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待の程度(深刻度)」の関係をみると、要介護度が重い場合に深刻度が高まる傾向がみられた。図18【32P】

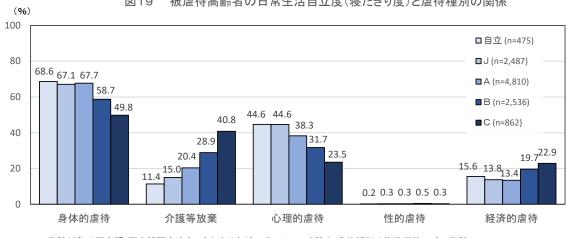


図18 被虐待高齢者の要介護度と虐待の程度(深刻度)の関係

※虐待の程度(深刻度)に回答があったもののうち、要支援・要介護認定者を対象に集計。要介護度不明のケースを除く。

(日常生活自立度(寝たきり度)との関係)

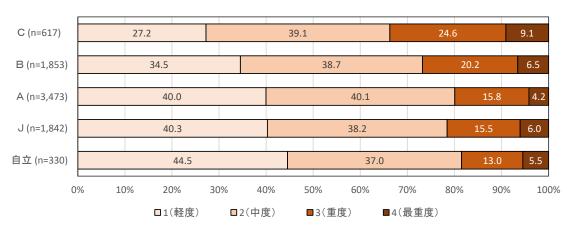
○ 被虐待高齢者の「日常生活自立度(寝たきり度)」と「虐待種別」の関係をみると、 被虐待高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が低くなる(身体機能が低下する)ほ ど「介護等放棄」を受ける割合が高い。また「自立」を除くと、「経済的虐待」でも同 様の傾向がみられた。一方で、「身体的虐待」や「心理的虐待」については逆の傾向が みられた。図19【33P】



被虐待高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)と虐待種別の関係

※集計対象は要支援・要介護認定済者。寝たきり度が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

○ 被虐待高齢者の「日常生活自立度(寝たきり度)」と「虐待の程度(深刻度)」の関係 をみると、被虐待高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が低い(身体機能が低下し ている)場合、虐待の深刻度が高くなる傾向がみられた。図 20【33P】



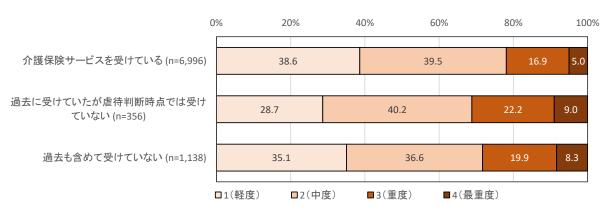
被虐待高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)と虐待の程度(深刻度)の関係

※虐待の程度(深刻度)に回答があったもののうち、要支援・要介護認定済者を対象に集計。寝たきり度が不明のケースを除く。

(介護保険サービス利用状況との関係)

○ 被虐待高齢者の「介護保険サービス利用状況」と「虐待の程度(深刻度)」との関係をみると、介護保険サービスを受けている場合では、虐待の「3(重度)」及び「4(最重度)」の割合が相対的に低く、「1(軽度)」の割合が高かった。図21【34P】

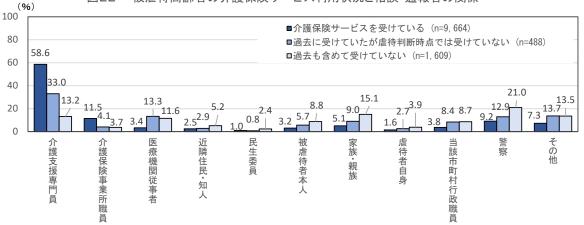




※虐待の程度(深刻度)に回答があったもののうち、要支援・要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。

○ 被虐待高齢者の「介護保険サービス利用状況」と「相談・通報者」との関係をみると、介護保険サービスを受けている場合では、相談・通報者に「介護支援専門員」や「介護保険事業所職員」が含まれる割合が相対的に高かった。過去受けていたが虐待判断時点では受けていない場合や過去も含めて受けていない場合では、相談・通報者に「医療機関従事者」「警察」「家族・親族」「被虐待者本人」などその他の相談・通報者が含まれている割合が相対的に高かった。図22【33P】

図22 被虐待高齢者の介護保険サービス利用状況と相談・通報者の関係



※要支援・要介護認定済者のうち、介護保険サービスの利用状況が不明のケースを除く。また、相談・通報者の区分中「不明」を除く。

(6) 虐待を行った養護者(虐待者)の状況

- 被虐待高齢者における虐待を行った養護者(虐待者)との同居・別居の状況については、「虐待者のみと同居」が9,020人(52.8%)で最も多く、「虐待者及び他家族と同居」の5,814人(34.0%)と合わせると14,834人(86.8%)の被虐待高齢者が虐待者と同居していた。【17P】
- 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 6,982 人 (39.0%) で最も多く、 次いで「夫」4,070 人 (22.7%)、「娘」3,465 人 (19.3%) であった。図 23【18P】

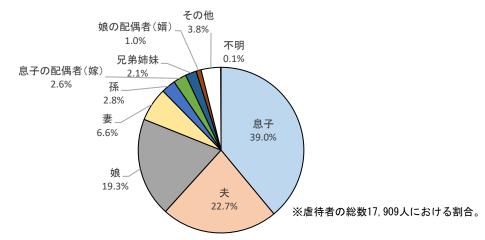


図23 被虐待高齢者からみた虐待者の続柄

○ 虐待者の年齢は、「50~59 歳」が 27.0%と最も多く、次いで 70~79 歳 (「70~74 歳」と「75~79 歳」の合計) 及び 60~69 歳 (「60~64 歳」と「65~69 歳」の合計) が 16.2%、「40~49 歳」が 14.4%の順であった。【18P】

(7) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

- 虐待への対応については、「虐待者から分離を行った事例」が 4,801 人 (20.1%) の事例で行われた。そのうち、「契約による介護保険サービスの利用」が 1,637 人 (34.1%) で最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 836 人 (17.4%)、「やむを得ない事由等による措置」が 761 人 (15.9%)、「住まい・施設等の利用 (入院、一時保護等を除く。)」が 619 人 (12.9%) であった。【18~19P】
 - 一方、「被虐待高齢者と虐待を分離していない事例」では、「養護者に対する助言・ 指導」が 7,299 人 (57.7%) で最も多く、次いで「ケアプランの見直し」が 3,342 人 (26.4%) であった。【19P】
- 権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済」が943人(うち令和4年度内に利用開始済が681人)、「利用手続き中」が671人であった。また、令和4年度内に成年後見制度を「利用開始済」もしくは「利用手続き中」であった1,352人のうち、市町村長申立の事例は950人(70.3%)であった。【19P】

(8) 虐待等による死亡事例

養護者(介護をしている親族を含む)による事例で、被養護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例(令和4年度中に発生、市町村把握)は、「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」が14件14人、「養護者による被養護者の殺人」が6件6人、「養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死」が4件4人、「その他」3件3人、「不明」5件5人であり、合計32件32人であった。表2【20P】

表 2 高齢者虐待の年度別虐待による死亡例の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
件数	31	27	24	31	21	21	26	21	25	20	24	28	21	15	25	37	32
人数	32	27	24	31	21	21	27	21	25	20	25	28	21	15	25	37	32

4. 自治体における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

(1) 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

令和 4 年度で「養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が 1,473 市町村 (84.6%) で実施されている。一方、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組が 923 市町村 (53.0%)、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が 917 市町村 (52.7%) と半数程度にとどまっている。また、行政機関連携においても「高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化」の実施率も 987 市町村 (56.7%) と半数程度にとどまっている。表 3【22~24P】 養護者による高齢者虐待の防止に係る市町村での 18 項目の取組状況と養護者による虐待における相談・通報件数及び虐待判断件数との関係をみると、取組項目が多い市町村ほど高齢者人口比当たりの件数が多く、取組項目が少ない市町村では高齢者人口比当たりの件数が少ない傾向であった。図 24【35P】

また、前回より、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する項目を新たに設けた。新設項目の中では、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有」が1,392 市町村(80.0%)と比較的高い割合であったが、その他の項目については、「指導監督権限を有する施設・事業所おいて虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催」が129 市町村(7.4%)、「介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認」が406 市町村(23.3%)など、半数を下回る項目が多かった。【22~23P】

表3 市町村における体制整備の取組項目

	養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (調査対象年度中)
広	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修 (調査対象年度中)
報•	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動 (調査対象年度中)
普 及 啓	居宅介護サービス事業者に高齢者虐待防止法について周知 (養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中)
発	介護保険施設に高齢者虐待防止法について周知 (養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度 中)
	養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用
ネッ	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組
構ト築ワ	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組
 	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組
	成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化
行	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備
政機	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議
関連 #	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整
携	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
相	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言
談 · · ·	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早 期発見の取組や相談等
援	終結した虐待事案の事後検証について
	養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発(ポスター、リーフレット等の作成・配布)
養	介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認
介護施	指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知
者。	指導監督権限を有する施設・事業所おいて虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催
□ 信待対応 事者等 [指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握(虐待防止委員会等)
応った。	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用
a	養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制

件数(高齢者人口10万人あたり) 市区町村数 $R^2 = 0.9598$ 相談•通報件数 虐待判断件数 $R^2 = 0.8737$ 該当市町村数 128 124 117 135 174 145 157 180

市町村の体制整備取組状況

図24 市町村の体制整備取組状況と相談・通報件数、虐待判断件数の関係

(2) 都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

高齢者権利擁護等推進事業関連事業の実施状況をみると、「市町村への支援(市町村職員等の対応力強化研修)」は44 都道府県(93.6%)で、「市町村への支援(福祉・法律専門職等による権利擁護相談窓口の設置)」は36 都道府県(76.6%)で実施されていた。一方、「地域住民への普及啓発・養護者への支援(養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣)」(実施済み10 都道府県)、「介護施設・サービス事業所への支援(身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催)」(実施済み12 都道府県)、「地域住民への普及啓発・養護者への支援(シンポジウム等の開催)」(実施済み14 都道府県)、「市町村への支援(ネットワーク構築等支援)」(実施済み19 都道府県)などを実施している都道府県は限られていた。それ以外の部分では、「管内市町村等の通報・相談窓口一覧の周知(ホームページ等)」は44 都道府県(93.6%)で、「市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供等」は43 都道府県(91.5%)で実施されていた。

また、前回より、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する項目を新たに設けた。新設項目の中では、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の庁内関係部署間での共有」は 43 都道府県 (91.5%) で、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の市町村との共有、対応協議」は 39 都道府県 (83.0%)、「市町村担当者のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修等の開催」は 36 都道府県 (76.6%)で実施されていた。一方、「養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発(ポスター、リーフレット等の作成・配布)」(実施済み 15 都道府県)、「市町村担当者のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成、研修等による活用支援」(実施済み 20 都道府県)など、半数を下回るものもあった。【25~26P】

令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等 に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(添付資料)

目 次

調査の概要				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
調査結果																												
1. 養介語	Ě施設 從	を事者等 しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん かんしん しょうしん しょうしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん	手によ	:る	高	冷す	占虐	'待	1=	つ	い	て	の	対	応	状	況	等										
1 – 1	市町村	けにおけ	ける対	応	状》	兄争	手																					
(1)	相談・	通報文	寸応件	-数			•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• :	2
(2)	相談・	通報者	首 •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• :	2
(3)	事実確	ጀ認の∜	犬況	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	- ;	3
(4)	虐待の)発生要	医因	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	- 4	4
(5)	過去の)指導等	手 •	•	•		•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4	4
(6)	都道底	f県へσ	り報告	i	•		•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4	4
1 – 2	都道底	す県に お	さける	対	応丬	犬涉	记等																					
(1)	市町村	から者	祁道府	F県	<u>へ</u> 幸	日 さ	らか	あ	つ	た	事	例		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• !	5
(2)	都道底	F県が値	直接把	握	\tag{\tau}	こ事	[例		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• !	5
1 – 3	虐待σ	事実か	が認め)ら	れ	こ事	[例	11	つ	い	て																	
(1)	虐待σ)事実か	が認め)ら	ħ†	こ事	[例	の	件	数		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• !	5
(2)	施設・	事業所	斤の種	刉			•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	- (6
(3)	虐待σ)内容		•	•		•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• (6
(4)	被虐待	F高齢を	音の状	況			•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 8	8
(5)	虐待を	行った	を養介	護	施訂	殳彷	羊事	者	等	(虐	待:	者)	の	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	- (9
(6)	虐待の)事実カ	が認め) b	ħ†	こ事	[例	^	の	対	応	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
2. 養護者	計による	高齢者	旨虐待	fiに	つし	١٦,	c Ø	対	応	状	況	等																
(1)	相談・	通報交	寸応件	-数			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
(2)	相談・	通報者	首 •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	11
(3)	事実確	፤認の∜	犬況	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
(4)	事実確	軽認の約	吉果	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
(5)	虐待の)発生要	因	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	13
(6)	虐待の)内容		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
(7)	被虐待	F高齢を	音の状	況			•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
	虐待を																											
(9)	虐待σ)事実か	が認め)ら	ħ†	こ事	[例	^	の	対	心	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
(10)	虐待等	計による	5死亡	事	例	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• :	20
3. 市町村	付におけ	する高齢	冷者虐	待	防」	上文	讨応	の	た	め	の	体	制	整	備	等	に	つ	い	て		•	•	•	•	•	•	22
4. 都道府	ま具にま	ミナスェ	1 輪之	· j	徒 N	方 i	F 44	<u>.خي</u> ا	<u>ر</u>	+-	め	ው	休	制	慗	借	筝	ı.–	つ	l. N	7							25
구. 油ルビル	त्र आरा∽ हर	ן עס נונ	ᄪᄪ		IVT H	, j <u> </u>	- ^'	<i>11</i> 6		/_	u)	. ,	ΙΤΫ́	d),	正	WE	1	_	ر	.								20
5. クロス	く 集計等	分析和	吉果表	等									•	•		•				•	•	•					• ;	27

調査の概要

【調査目的】

令和 4 年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国 1,741 市町村(特別区を含む。)及び 47 都道府県を対象に、令和 4 年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び令和 3 年度以前に相談・通報があり、令和 4 年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

- 1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応等
- 2. 養護者による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待の種別・類型
 - (4) 被虐待高齢者の状況
 - (5) 虐待への対応策
- 3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
- 4. 虐待等による死亡事例の状況

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設も含む)、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介 護医療院、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、 介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話 をしている家族、親族、同居人等が該当する。

【留意事項】

集計表の割合(%)は四捨五入しているので、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

調査結果

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

1-1 市町村における対応状況等

(1)相談・通報対応件数(表1、表2)

令和4年度に全国の1,741市町村(特別区を含む。)で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、2,795件であった。令和3年度は2,390件であり、405件(16.9%)増加した。

表 1 相談 · 通報件数

	令和4年度	令和3年度	増減
件数	2, 795	2, 390	405 (16. 9%)

表2 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待に関する市町村への通報件数(令和4年度内)

北海道	119	東京都	318	滋賀県	25	香川県	19
青森県	31	神奈川県	250	京都府	62	愛媛県	23
岩手県	20	新潟県	45	大阪府	241	高知県	23
宮城県	22	富山県	37	兵庫県	180	福岡県	81
秋田県	14	石川県	30	奈良県	20	佐賀県	27
山形県	10	福井県	17	和歌山県	31	長崎県	31
福島県	31	山梨県	13	鳥取県	8	熊本県	75
茨城県	46	長野県	28	島根県	11	大分県	16
栃木県	38	岐阜県	32	岡山県	29	宮崎県	12
群馬県	40	静岡県	62	広島県	58	鹿児島県	22
埼玉県	230	愛知県	145	山口県	23	沖縄県	36
千葉県	123	三重県	34	徳島県	7	合計	2, 795

(2)相談・通報者(表3)

相談・通報者の内訳は、相談・通報者の合計 3,166 人に対して、「当該施設職員」が 27.6% と最も多く、次いで「当該施設管理者等」が 15.9%、「家族・親族」が 15.5%、「当該施設元職員」が 9.5%であった。なお、「本人による届出」は 1.7%であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数 2,795件と一致しない。

表3 相談·通報者内訳(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	等該施設管理者	(医師含む)医療機関従事者	介護支援専門員	於員 ピス相
人数	53	490	873	302	504	95	105	14
割合(%)	1.7	15. 5	27. 6	9. 5	15. 9	3. 0	3. 3	0. 4
(参考)	47	357	808	243	443	88	95	12
令和3年度	1.7	13. 2	29.8	9.0	16.3	3. 2	3. 5	0. 4

(続き)

	センター 職員	会職員 祉協議	団体連合会	連絡の県から	警 察	その他	含む) 匿名を	合計
人数	99	6	3	66	59	334	163	3, 166
割合(%)	3. 1	0. 2	0. 1	2. 1	1. 9	10. 5	5. 1	100.0
(参考)	60	8	1	49	66	304	132	2, 713
令和3年度	2. 2	0. 3	0.0	1.8	2. 4	11. 2	4. 9	100.0

(3) 事実確認の状況(表4~表6)

令和 4 年度において「事実確認を行った事例」は 2,709 件、「事実確認を行っていない事例」は 335 件であった。「事実確認を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた」が 846 件、虐待の「事実が認められなかった」が 1,239 件、「虐待の有無の判断に至らなかった」が 624 件であった。

一方、「事実確認を行っていない事例」の 335 件について、相談・通報を受理した段階で、明らかに「虐待ではなく事実確認不要と判断した」が 66 件、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が 138 件、「都道府県へ事実確認を依頼」が 5 件、「その他」が 126 件であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は5日であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は38.5日であった。

表4 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	(うち令和4 年度内に通 報・相談)	(うち令和3 年度以前に 通報・相談)	割合(%)
事実確認を行った事例	2, 709	(2, 481)	(228)	(89. 0)
事実が認められた	846	(732)	(114)	[27. 8]
事実が認められなかった	1, 239	(1, 172)	(67)	[40. 7]
虐待の有無の判断に至らなかった	624	(577)	(47)	[20. 5]
事実確認を行っていない事例	335	(314)	(21)	(11.0)
虐待ではなく事実確認不要と判断した	66	(65)	(1)	[2. 2]
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	138	(128)	(10)	[4. 5]
都道府県へ事実確認を依頼	5	(5)	(0)	[0. 2]
その他	126	(116)	(10)	[4. 1]
合計	3, 044	(2, 795)	(249)	100.0

⁽注)本調査対象年度内に通報等を受理した事例、及び対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象 年度となった事例について集計。

表5 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計	1
件数	780	259	112	349	369	218	137	485	2, 709	
中央値5日										

表 6 相談・通報の受理から虐待判断までの期間

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	71	14	10	42	69	66	67	507	846

中央値38.5日

(4) 虐待の発生要因(表7)

虐待の発生要因として最も多かったのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」で、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」、「倫理観や理念の欠如」、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」であった。

表7 虐待の発生要因(複数回答)

内容	件数	割合 (%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	480件	56. 1
職員のストレスや感情コントロールの問題	197件	23. 0
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等	193件	22. 5
倫理観や理念の欠如	153件	17. 9
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	99件	11. 6
虐待を行った職員の性格や資質の問題	85件	9. 9
その他	30件	3. 5

⁽注) 都道府県が直接把握した事例を含む 856 件に対するもの。

(5) 過去の指導等(表8)

虐待があった施設・事業所のうち、過去に虐待が発生していた割合は 21.3%、過去に何らかの指導等が行われていた割合は 27.1%であった。

指導内容としては、虐待防止の取組や不適切ケア、事故発生時の対応、身体拘束の適正運 用等に関するもののほか、人員基準違反等関する指導、記録整備等に関する内容であった。

表8 当該施設等への過去の指導等の有無

	件数	割合 (%)
当該施設等における過去の虐待あり	182	21. 3
当該施設等に対する過去の指導等あり	232	27. 1

(6) 都道府県への報告(表9)

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「法」という。)第22条及び同法施行規則第1条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事案が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

市町村が事実確認を行った事例(当初より都道府県と共同で事実確認を実施した場合を含む。)2,709件のうち、869件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が846件、市町村単独または当初より共同で事実確認を実施したものの虐待の事実の判断に至らなかった場合、または、市町村単独での事実確認を断念した場合に市町村が「都道府県に(単独または共同での)事実確認を依頼した」が23件であった。

表 9 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告	869 件
虐待の事実が認められた	846 件
都道府県に事実確認を依頼した	23 件

1-2 都道府県における対応状況等

(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例 (表 10)

市町村から「都道府県に(単独または共同での)事実確認を依頼した事例」23件について事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が3件、「虐待ではないと判断した事例」が5件、「虐待の有無の判断に至らなかった事例」は7件、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が8件であった。

表 10 市町村から報告された事例への都道府県の対応

都道府県に事実確認を依頼した事例	23 件
虐待の事実が認められた	3 件
虐待ではないと判断した	5 件
虐待の有無の判断に至らなかった	7 件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	8 件

(2) 都道府県が直接把握した事例 (表 11)

市町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が31件あり、都道府県が事実確認を行った結果「虐待の事実が認められた事例」が7件、「虐待ではないと判断した事例」が6件、「虐待の有無の判断に至らなかった事例」が11件であった。

表 11 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道	府県が直接、相談・通報等を受理した事例	31	件	
	虐待の事実が認められた			
	虐待ではないと判断した			
	虐待の有無の判断に至らなかった			
	後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	2	件	
	事実確認を行わなかった	5	件	

なお、高齢者の死亡事例は8件(8人)であった。

1-3 虐待の事実が認められた事例について

(1) 虐待の事実が認められた事例の件数(表 12、表 13)

虐待の事実が認められた事例は、市町村が事実確認を行い、市町村が虐待の事実を認めた事例(当初より都道府県と共同で事実確認を実施した場合を含む)が846件、市町村単独または当初より共同で事実確認を実施したものの虐待の事実の判断に至らなかった場合、または、市町村単独での事実確認を断念した場合に市町村が都道府県に(単独または共同での)事実確認を依頼し、都道府県が虐待の事実を認めた事例が3件、都道府県が直接、通報等を受理し、都道府県が虐待の事実を認めた事例が7件であり、これらを合わせた総数は856件であった。これを都道府県別にみると表13のとおりである。

表 12 虐待の事実が認められた事例件数

区分	市町村が事実確認を 行った事例		都道府県が直接、通報 等を受理した事例	合計
令和4年度	846	3	7	856
令和3年度	735	0	4	739
増減	111 (15. 1%)	3 -	3 (75.0%)	117 (15. 8%)

表 13 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例の件数(令和 4 年度内)

北海道	32	東京都	111	滋賀県	7	香川県	8
青森県	13	神奈川県	62	京都府	18	愛媛県	12
岩手県	11	新潟県	20	大阪府	61	高知県	8
宮城県	2	富山県	7	兵庫県	34	福岡県	27
秋田県	4	石川県	17	奈良県	4	佐賀県	8
山形県	1	福井県	4	和歌山県	7	長崎県	1
福島県	9	山梨県	5	鳥取県	2	熊本県	41
茨城県	26	長野県	11	島根県	3	大分県	4
栃木県	4	岐阜県	9	岡山県	14	宮崎県	4
群馬県	12	静岡県	22	広島県	21	鹿児島県	7
埼玉県	78	愛知県	38	山口県	11	沖縄県	11
千葉県	36	三重県	5	徳島県	4	合計	856

以下、虐待の事実が認められた 856 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別、 虐待を受けた高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った。

(2)施設・事業所の種別(表 14)

虐待の事実が認められた施設・事業所の種別は、「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が 32.0%で最も多く、次いで「有料老人ホーム」が 25.8%、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が 11.9%、「介護老人保健施設」が 10.5%の順であった。

表 14 当該施設・事業所の種別

	ホーム 護老人	設養人保健施	院 施設・介護医療 介護療養型医療	同生活介護認知症対応型共	有料老人ホーム	(内 住 宅 型	介護付き	居宅介護等
件数	274	90	5	102	221	(112)	(109)	20
割合(%)	32. 0	10. 5	0. 6	11. 9	25. 8	(13. 1)	(12. 7)	2. 3
	ホ 4 4 4 人	ホ 養 道 ム 人	設 期 入所 施	訪問介護等	通所介護等	援等 介護 支	そ の 他	合計
件数	4	14	38	30	32	6	20	856
割合(%)	0. 5	1.6	4. 4	3. 5	3. 7	0. 7	2. 3	100. 0

(3) 虐待の内容

虐待の内容について、被虐待高齢者が特定できなかった 60 件を除く 796 件の事例を対象に 集計を行った。なお、1 件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、796 件の事例 において特定された被虐待高齢者数は 1,406 人であった。

ア. 虐待の種別 (表 15)

虐待の種別(複数回答)は、「身体的虐待」が57.6%と最も多く、次いで「心理的虐待」が33.0%、「介護等放棄」が23.2%、「経済的虐待」が3.9%、「性的虐待」が3.5%であった。

表 15 虐待の種別 (複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	810	326	464	49	55
割合(%)	57. 6	23. 2	33. 0	3. 5	3. 9

⁽注)割合は、被虐待高齢者が特定できなかった60件を除く796件における被虐待高齢者の総数1,406人に対する集計(表16~22も同様)。ただし、1人の被虐待高齢者に対し複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数1,406人と一致しない。

【参考】虐待の具体的内容(主なもの)

	暴力的行為
身体的虐待	高齢者の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為
	「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束
	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
人类生物	高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為
│ 介護等放棄 │	必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為
	高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
	威嚇的な発言、態度
	侮辱的な発言、態度
心理的虐待	高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
心理的信付	高齢者の意欲や自立心を低下させる行為
	羞恥心の喚起
	心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること
1工171年14	高齢者をしてわいせつな行為をさせること
	金銭の寄付・贈与の強要
経済的虐待	着服・窃盗
	無断流用

イ. 身体的虐待に該当する身体拘束の有無(表16)

被虐待高齢者 1,406 人のうち「身体拘束あり」が 22.5%、「身体拘束なし」が 77.5%であった。

表 16 虐待に該当する身体拘束の有無

身体拘束 あり	身体拘束なし	合計
317 人 (22.5%)	1,089人 (77.5%)	1,406人 (100.0%)

ウ. 虐待の程度(深刻度)(表 17)

虐待の程度(深刻度)の割合では、前回調査より4段階評価に改めたが、最も軽い「1(軽度)」が48.7%である一方、最も重い「4(最重度)」は1.5%であった。

※「複数名で判断した場合のみ回答」としたため、深刻度に回答があったのは被虐待高齢者 786 人分についてであり、特定された被虐待高齢者総数 1,406 人と一致しない。

表 17 虐待の程度 (深刻度)

	人数	割合(%)
1 (軽度)	383	48. 7
2 (中度)	332	42. 2
3 (重度)	59	7. 5
4(最重度)	12	1.5
合計	786	100. 0

(4)被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級、要介護状態区分及び認知症日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)について集計を行った。

ア. 性別 (表 18)

「男性」が 27.1%、「女性」が 71.7%と、全体の約 7割が「女性」であった。

表 18 被虐待高齢者の性別

男性	女性	不明	合計
381 人 (27.1%)	1,008 人 (71.7%)	17 人 (1.2%)	1,406 人 (100.0%)

イ. 年齢 (表 19)

「85~89 歳」が 23.8%と最も多く、次いで「90~94 歳」が 23.5%、「80~84 歳」が 14.5%、「95~99 歳」が 12.0%であった。

表 19 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満 障害者	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90~94歳	95~99歳	100歳 以上	不明	合計
人数	24	43	72	143	204	335	330	169	28	58	1, 406
割合(%)	1.7	3. 1	5. 1	10. 2	14. 5	23.8	23. 5	12. 0	2. 0	4. 1	100. 0

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度 (表 20~表 22)

「要介護 4」が 33.1%と最も多く、次いで「要介護 3」が 24.7%、「要介護 5」が 18.6% であり、合わせて「要介護 3 以上」が 76.5%を占めた。

また、認知症高齢者の日常生活自立度 II 以上の者は 80.4%、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度) A 以上の者は 57.6%であった。

表 20 被虐待高齢者の要介護状態区分

要介護度	人数	割合(%)
自立	7	0. 5
要支援 1	5	0.4
要支援 2	6	0.4
要介護 1	118	8. 4
<i>"</i> 2	114	8. 1
<i>"</i> 3	347	24. 7
<i>"</i> 4	466	33. 1
<i>"</i> 5	262	18.6
不明	81	5.8
合計	1, 406	100.0
(再掲)要介護3以上	(1, 075)	(76. 5)

表 21 被虐待高齢者の認知症日常生活自立度

認知症日常生活自立度	人数	割合(%)
自立または認知症なし	25	1.8
認知症日常生活自立度 I	43	3. 1
″ П	237	16. 9
<i>"</i>	439	31. 2
" IV	176	12. 5
" M	31	2. 2
認知症はあるが自立度は不明	248	17. 6
認知症の有無が不明	207	14. 7
合計	1, 406	100. 0
(再掲) 自立度Ⅱ以上(※)	(1, 131)	(80. 4)
/// F== - + - +		

⁽注)「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度 I 以上」 の他「自立度 I 」が含まれている可能性がある。

^(※) 自立度 I 、II 、IV、M、認知症はあるが自立度は不明の 人数の合計。

表 22 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

		人数	割合 (%)
自立		14	1.0
日常生活自立度(寝たきり度)	J	28	2. 0
"	Α	269	19. 1
"	В	421	29. 9
"	C	120	8. 5
不明		554	39. 4
合計		1, 406	100.0
(再掲)日常生活自立度(寝たきり度)A以上	(810)	(57. 6)

(5) 虐待を行った養介護施設従事者等(虐待者)の状況

虐待者の年齢、職種及び性別について、虐待者が特定できなかった 105 件を除く 751 件の 事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、751 件 の事例において特定された虐待者数は 1,024 人であった。

ア. 年齢 (表 23)

「50~59歳」が 18.3%と最も多く、次いで「40~49歳」が 16.3%、「30~39歳」が 15.3%、 「60歳以上」が 13.2%、「30歳未満」が 11.6%であった。

表 23 虐待者の年齢

	30歳未満	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不明	合計
人数	119	157	167	187	135	259	1, 024
割合(%)	11.6	15. 3	16. 3	18. 3	13. 2	25. 3	100.0

イ. 職種 (表 24)

「介護職」が 81.3%、「看護職」が 4.6%、「管理職」が 4.2%、「施設長」が 3.9%であった。

表 24 虐待者の職種

ſ				(内訳) (※)				
		介護職	介護福祉士	介護福祉士 以外	資格不明	看護職	管理職	施設長
ſ	人数	833	(318)	(197)	(318)	47	43	40
	割合(%)	81. 3	(38. 2)	(23. 6)	(38. 2)	4. 6	4. 2	3. 9

	経営者・ 開設者	その他	不明	合計
人数	12	46	3	1, 024
割合(%)	1. 2	4. 5	0. 3	100.0

^(※) 内訳内の割合は介護職全体に対するもの。

ウ. 性別 (表 25)

「男性」が51.7%、「女性」が44.9%であった。

表 25 虐待者の性別

男性 女性		不明	合計	
529 人 (51.7%)	460 人 (44.9%)	35 人 (3.4%)	1,024 人(100.0%)	

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況(表 26~表 29)

市町村又は都道府県が、虐待の事実を認めた事例 1,011 件 (令和 3 年度以前に虐待と認定して令和 4 年度に対応した 155 件を含む。)について行った対応は次のとおりである。

市町村又は都道府県による指導等(複数回答)は、「施設等に対する指導」が652件、「改善計画提出依頼」が642件、「従事者等への注意・指導」が341件であった。

表 26 市町村又は都道府県による指導等(複数回答)

施設等に対する指導	652 件
改善計画提出依頼	642 件
従事者等への注意・指導	341 件

市町村又は都道府県が、介護保険法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告 徴収、質問、立入検査」が 213 件、「改善勧告」が 78 件、「改善勧告に従わない場合の公表」 が 0 件、「改善命令」が 3 件、「指定の効力停止」が 12 件、「指定の取消」が 1 件であった。

また、老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入 検査」が81件、「改善命令」が14件、「事業の制限、停止、廃止」及び「認可取消」が0件 であった。

表 27 都道府県又は市町村による介護保険法の規定に基づく権限の行使(複数回答)

報告徴収、質問、立入検査	213	件
改善勧告	78	件
改善勧告に従わない場合の公表	0	件
改善命令	3	件
指定の効力停止	12	件
指定の取消	1	件

表 28 都道府県又は市町村による老人福祉法の規定に基づく権限の行使(複数回答)

報告徴収、質問、立入検査	81 件
改善命令	14 件
事業の制限、停止、廃止	0 件
認可取消	0 件

(注) 1 件の虐待事案に対し、複数の権限等を行使した場合(報告徴収等、改善勧告、公表、命令、停止、取消)には複数計上している。

当該施設等における改善措置(複数回答)としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」が703件、「勧告等への対応」が52件であった。

表 29 当該施設等における改善措置(複数回答)

		件数
施設等から	の改善計画の提出	703 件
	市町村による改善計画提出依頼、一般指導等を受けての改善	(504件)
	報告徴収等に対する改善	(199件)
勧告等への	対応	52 件
その他		50 件

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談·通報対応件数(表 30、表 31)

令和4年度に全国の1,741市町村(特別区を含む。)で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、38,291件であった。令和3年度は36,378件であり、1,913件(5.3%)増加した。

表 30 相談・通報件数

	令和4年度	令和3年度	増減	
件数	38, 291	36, 378	1, 913 (5. 3%)	

表 31 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待に関する市町村への通報件数(令和4年度内)

北海道	1, 007	東京都	4, 444	滋賀県	657	香川県	174
青森県	498	神奈川県	2, 931	京都府	1, 374	愛媛県	288
岩手県	344	新潟県	1, 278	大阪府	3, 517	高知県	286
宮城県	951	富山県	412	兵庫県	1, 981	福岡県	1, 211
秋田県	179	石川県	460	奈良県	287	佐賀県	125
山形県	245	福井県	259	和歌山県	359	長崎県	301
福島県	555	山梨県	185	鳥取県	106	熊本県	542
茨城県	730	長野県	589	島根県	136	大分県	287
栃木県	327	岐阜県	423	岡山県	524	宮崎県	355
群馬県	309	静岡県	944	広島県	867	鹿児島県	461
埼玉県	1, 913	愛知県	2, 241	山口県	364	沖縄県	346
千葉県	1, 966	三重県	393	徳島県	160	合計	38, 291

(2)相談・通報者(表32)

相談・通報者の内訳は、相談・通報者の合計 40,678 人に対して、「警察」が 34.0%で最も 多く、次いで「介護支援専門員」が 25.0%、「家族・親族」が 7.5%、「被虐待者本人」が 5.6%、 「介護保険事業所職員」が 5.4%、「当該市町村行政職員」が 5.3%であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、合計人数は相談・通報件数 38,291件と一致しない。

表 32 相談・通報者(複数回答)

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	黎言 突 尔	その他	不明(匿名を含む)	合 計
人数	10, 187	2, 203	1, 665	1, 239	589	2, 275	3, 035	602	2, 137	13, 834	2, 846	66	40, 678
割合(%)	25. 0	5. 4	4. 1	3. 0	1. 4	5. 6	7. 5	1. 5	5. 3	34. 0	7. 0	0. 2	100.0
(参考)	9, 681	2, 109	1, 685	1, 248	656	2, 266	3, 095	569	2, 055	12, 695	2, 729	62	38, 850
令和3年度	24. 9	5. 4	4. 3	3. 2	1. 7	5. 8	8. 0	1. 5	5. 3	32. 7	7. 0	0. 2	100.0

(3) 事実確認の状況 (表 33~35)

令和 4 年度において「事実確認を行った事例」が 37,015 件、「事実確認を行っていない事例」が 2,343 件であった。

「事実確認を行った事例」のうち、法第 11 条に基づく「立入調査により調査を行った」が 154 件であり、「訪問調査を行った」が 23,324 件、「関係者からの情報収集を行った」が 13,537 件であった。

「事実確認を行っていない事例」の内訳は、明らかに「虐待ではなく事実確認不要と判断した」が 1,899 件、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が 444 件であった。 なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった 36,115 件では 0 日(即日)であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は、回答のあった 16,667 件では 3 日であった。

表 33 相談・通報に関する事実確認の状況

			件数	(うち令和4年度 内に通報・相 談)	(うち令和3年度 以前に通報・相 談)	割合(%)
事実確認を行	事実確認を行った事例			35, 967	1, 048	94. 0
	立入調査以外	小の方法により調査を行った	36, 861	35, 820	1, 041	(93. 7)
		訪問調査を行った	23, 324	22, 559	765	[59. 3]
		関係者からの情報収集を行った	13, 537	13, 261	276	[34. 4]
	立入調査に	より調査を行った	154	147	7	(0.4)
		警察が同行した	109	102	7	[0.3]
		援助要請をしなかった	45	45	0	[0.1]
事実確認を行	うっていない	事例	2, 343	2, 324	19	6. 0
	虐待ではなく事実確認不要と判断した		1, 899	1, 892	7	(4. 8)
	後日、事実確認を予定している又は要否を検討中		444	432	12	(1. 1)
		合 計	39, 358	38, 291	1, 067	100. 0

表 34 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	21, 702	4, 074	1, 622	3, 750	2, 662	961	455	889	36, 115

中央値0日(即日)

表 35 相談・通報の受理から虐待判断までの期間

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	5, 899	1, 522	843	2, 093	2, 305	1, 240	731		16, 667

中央値3日

(4) 事実確認の結果 (表 36、表 37)

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下、「虐待判断事例」という。)の件数は、16,669件であった。令和3年度は16,426件であり、243件(1.5%)増加した。

⁽注)回答のあった36,115件の事例を集計

⁽注)回答のあった16,667件の事例を集計

表 36 事実確認の結果

	件 数	割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	16, 669	45. 0
虐待ではないと判断した事例	14, 235	38. 5
虐待の判断に至らなかった事例	6, 111	16. 5
合 計	37, 015	100.0

表 37 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待の事実が認められた事例の件数 (令和 4 年度内)

北海道	373	東京都	2, 652	滋賀県	315	香川県	72
青森県	229	神奈川県	805	京都府	719	愛媛県	103
岩手県	180	新潟県	424	大阪府	1, 485	高知県	133
宮城県	485	富山県	160	兵庫県	753	福岡県	506
秋田県	60	石川県	169	奈良県	123	佐賀県	48
山形県	112	福井県	135	和歌山県	187	長崎県	157
福島県	240	山梨県	91	鳥取県	53	熊本県	264
茨城県	233	長野県	294	島根県	68	大分県	129
栃木県	125	岐阜県	194	岡山県	286	宮崎県	131
群馬県	127	静岡県	460	広島県	419	鹿児島県	124
埼玉県	608	愛知県	1, 100	山口県	102	沖縄県	176
千葉県	737	三重県	237	徳島県	86	合計	16, 669

(5) 虐待の発生要因(表38)

虐待が発生した要因として、被虐待者の「認知症の症状」(56.6%)、虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」(54.2%)、「理解力の不足や低下」(47.9%)、「知識や情報の不足」(47.7%)、「精神状態が安定していない」(47.0%)、「被虐待者との虐待発生までの人間関係」(46.5%)等が挙げられている。

表 38 虐待の発生要因(複数回答)

		件 数	割合(%)
	a) 介護疲れ・介護ストレス	9, 038	54. 2
	b) 虐待者の介護力の低下や不足	7, 642	45. 8
	c)孤立・補助介護者の不在等	5, 932	35. 6
	d) 「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	1, 828	11.0
	e)知識や情報の不足	7, 949	47. 7
虐	f)理解力の不足や低下	7, 983	47. 9
一待	g) 虐待者の外部サービス利用への抵抗感	3, 911	23. 5
者	h) 障害·疾病	5, 190	31. 1
側	i)障害疑い・疾病疑い	4, 262	25. 6
の	j)精神状態が安定していない	7, 840	47. 0
要	k) ひきこもり	1, 651	9. 9
因	1)被虐待者との虐待発生までの人間関係	7, 748	46. 5
	m)家族環境(生育歴・虐待の連鎖)	3, 225	19. 3
	n)他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりづらさ	5, 735	34. 4
	o)飲酒の影響	1, 722	10. 3
	p)依存(アルコール、ギャンブル、関係性等)	1, 385	8. 3
	q) その他	1, 384	8. 3

	a) 認知症の症状	9, 430	56. 6
被	b) 精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	5, 184	31. 1
虐	c) 身体的自立度の低さ	7, 490	44. 9
虐待者	d)排泄介助の困難さ	5, 159	30. 9
1 の	e)外部サービス利用に抵抗感がある	2, 683	16. 1
状	f) 障害・疾病	5, 966	35. 8
況	g)障害疑い・疾病疑い	2, 142	12. 9
""	h) その他	1, 041	6. 2
家	a)経済的困窮・債務(経済的問題)	5, 565	33. 4
庭	b)家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	2, 864	17. 2
の	c) (虐待者以外の) 他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	5, 470	32. 8
要	d) (虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	3, 820	22. 9
因	e) その他	628	3. 8
そ	a) ケアサービスの不足の問題	4, 344	26. 1
の	b) ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	1, 004	6. 0
他	c) その他	347	2. 1

以下、虐待判断件数 16,669 件を対象に、虐待の種別、被虐待高齢者の状況及び虐待へ対応策等について集計を行った。

なお、1 件の虐待判断事例で被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断件数 16,669 件に対する被虐待高齢者の総数は 17,091 人であった。

(6) 虐待の内容

ア. 虐待の種別 (表 39)

虐待の種別(複数回答)は、「身体的虐待」が65.3%で最も多く、次いで「心理的虐待」が39.0%、「介護等放棄」が19.7%、「経済的虐待」が14.9%、「性的虐待」が0.4%であった。

表 39 虐待の種別(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	11, 167	3, 370	6, 660	65	2, 540
割合(%)	65. 3	19. 7	39. 0	0. 4	14. 9

⁽注)被虐待高齢者の総数 17,091 人に対する集計(表 40~43 も同様)。ただし、1 人の被虐待高齢者に対し、複数の虐待の種別がある場合には、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数 17,091 人と一致しない。

【参考】 虐待の具体的内容(主なもの)

種別	内容
	暴力的行為
身体的虐待	強制的行為・乱暴な扱い
	身体の拘束
	必要とする医療・介護サービスの制限
) 介護等放棄	水分・食事摂取の放任
月 设守以未	入浴・排泄介助放棄
	劣悪な住環境で生活させる
) 心理的虐待	暴言・威圧・侮辱・脅迫
心性的便何	無視・嫌がらせ
性的虐待	性行為の強要
1年17月2日寸	性的羞恥心を喚起する行為の強要
	年金・預貯金の無断使用
│ 経済的虐待	必要な費用の不払い
性/月17/61寸	日常生活で必要な金銭を渡さない・使わせない
	不動産・有価証券などの無断売却

イ. 虐待の程度(深刻度)(表 40)

虐待の程度(深刻度)の割合は、前回調査より 4 段階評価に改めたが、「1 (軽度)」が 38.8%と最も多く、次いで「2 (中度)」が 37.8%、「3 (重度)」が 17.2%、「4 (最重度)」が 6.2%を占めた。

※「複数名で判断した場合のみ回答」としたため、深刻度に回答があったのは被虐待高齢者 12,180 人分についてであり、特定された被虐待高齢者総数 17,091 人と一致しない。

表 40 虐待の程度 (深刻度)

	人数	割合(%)
1 (軽度)	4, 728	38. 8
2 (中度)	4, 598	37. 8
3 (重度)	2, 101	17. 2
4(最重度)	753	6. 2
合計	12, 180	100.0

(7) 被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢 (表 41、表 42)

性別では「女性」が 75.8%、「男性」が 24.2%であり、女性が 8 割近くを占めていた。 年齢階級別では「80~84歳」が 25.3%と最も多かった。

表 41 被虐待高齢者の性別

男性	女性	不明	合計
4, 141 (24. 2%)	12, 950 (75. 8%)	0 (0.0%)	17, 091 (100.0%)

表 42 被虐待高齢者の年齢

		65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90歳以上	不明	合計
	人数	1, 121	2, 448	3, 239	4, 332	3, 546	2, 386	19	17, 091
割	合(%)	6. 6	14. 3	19. 0	25. 3	20. 7	14. 0	0. 1	100.0

イ. 被虐待高齢者の要介護認定の状況 (表 43)

被虐待高齢者 17,091 人のうち、「要介護認定済み」が 11,835 人 (69.2%) であった。

表 43 被虐待高齢者の要介護認定の状況

	人数	割合 (%)
要介護認定 未申請	4, 327	25. 3
要介護認定 申請中	613	3. 6
要介護認定 済み	11, 835	69. 2
要介護認定 非該当(自立)	304	1.8
不明	12	0. 1
合計	17, 091	100. 0

ウ. 要介護認定者の被虐待高齢者の状況 (表 44~表 48)

要介護認定者 11,835 人における要介護状態区分は、「要介護 1」が 26.0%と最も多く、 次いで「要介護 2」が 21.4%、「要介護 3」が 18.5%の順であった。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度 II 以上の者は 73.5% (被虐待高齢者全体 (17,091 人) の 50.9%)、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度 (寝たきり度) A 以上の者は 69.4%であった。

表 44 要介護認定者の要介護状態区分

	人数	割合(%)
要支援 1	722	6. 1
要支援 2	940	7. 9
要介護 1	3, 073	26. 0
" 2	2, 534	21. 4
<i>"</i> 3	2, 194	18. 5
<i>"</i> 4	1, 486	12. 6
<i>"</i> 5	841	7. 1
不明	45	0. 4
合計	11, 835	100. 0
(再掲)要介護3以上	(4, 521)	(38. 2)

表 45 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	割合(%)
自立または認知症なし	937	7. 9
認知症日常生活自立度 I	1, 957	16. 5
″ П	4, 289	36. 2
<i>"</i> Ⅲ	2, 965	25. 1
" IV	803	6. 8
" M	201	1. 7
認知症はあるが自立度は不明	438	3. 7
認知症の有無が不明	245	2. 1
合計	11, 835	100.0
(再掲) 自立度Ⅱ以上(※)	(8, 696)	(73. 5)

⁽注)「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度Ⅱ以上」 の他「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

表 46 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

		人数	割合(%)
自立		475	4. 0
日常生活自立度(寝たきり度)	J	2, 487	21.0
"	Α	4, 810	40. 6
"	В	2, 536	21. 4
"	С	862	7. 3
不明		665	5. 6
合計		11, 835	100.0
(再掲)日常生活自立度(寝たきり度)A以上	(8, 208)	(69. 4)

表 47 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

	人数	割合(%)
介護保険サービスを受けている	9, 664	81. 7
過去に受けていたが判断時点では受けていない	488	4. 1
過去も含めて受けていない	1, 609	13. 6
不明	74	0. 6
合計	11, 835	100. 0

^(※) 自立度 I、II、IV、M、認知症はあるが自立度は不明の 人数の合計

表 48 要介護認定者の被虐待高齢者が利用する(していた)介護保険サービスの種類(複数回答)

	介護保険サー ている			過去受けていたが虐待判 断時点では受けていない		計
	件数	割合 (%)	件数	割合(%)	件数	割合 (%)
訪問介護	2, 460	25. 5	90	18. 4	2, 550	25. 1
訪問入浴介護	155	1. 6	8	1. 6	163	1. 6
訪問看護	1, 739	18. 0	47	9. 6	1, 786	17. 6
訪問リハビリテーション	377	3. 9	15	3. 1	392	3. 9
居宅療養管理・訪問診療	213	2. 2	7	1. 4	220	2. 2
デイサービス	5, 833	60. 4	231	47. 3	6, 064	59. 7
デイケア(通所リハ)	846	8. 8	39	8. 0	885	8. 7
福祉用具貸与等	2, 400	24. 8	88	18. 0	2, 488	24. 5
住宅改修	22	0. 2	8	1. 6	30	0. 3
グループホーム	39	0. 4	2	0. 4	41	0. 4
小規模多機能	375	3. 9	18	3. 7	393	3. 9
ショートステイ	1, 388	14. 4	53	10. 9	1, 441	14. 2
老人保健施設	93	1. 0	11	2. 3	104	1.0
特別養護老人ホーム	76	0.8	2	0. 4	78	0.8
有料老人ホーム・特定施設	27	0. 3	4	0.8	31	0. 3
介護療養型医療施設(介護医療院)	8	0. 1	1	0. 2	9	0. 1
複合型サービス	2	0. 0	0	0.0	2	0. 0
定期巡回・随時訪問サービス	39	0. 4	3	0. 6	42	0. 4
その他	261	2. 7	15	3. 1	276	2. 7

⁽注)割合は、表 47 の介護サービスを受けている (9,664 人)、過去受けていたが判断時点では受けていない (488 人) に対するもの。複数回答のため、回答数の合計は利用件数に一致しない。

表中の介護保険サービスは、虐待判断時点で被虐待高齢者が利用していたものであり、虐待が発生した介護保険サービスではない。

(8) 虐待を行った養護者(虐待者)の状況

ア. 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況 (表 49)

虐待者のみと同居している被虐待高齢者が52.8%、虐待者及び他家族と同居している被虐待高齢者が34.0%であり、86.8%の被虐待高齢者が虐待者と同居していた。

表 49 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況

	虐待者のみと 同居	虐待者及び他 家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	9, 020	5, 814	2, 091	159	7	17, 091
割合 (%)	52. 8	34. 0	12. 2	0. 9	0. 0	100. 0

イ. 被虐待高齢者の家族形態 (表 50)

未婚の子と同居している被虐待高齢者が33.9%で最も多く、次いで夫婦のみ世帯の被虐 待高齢者が24.0%、配偶者と離別・死別等した子と同居している被虐待高齢者が10.8%、 子夫婦と同居している被虐待高齢者が10.2%の順であった。

表 50 被虐待高齢者の家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同 居	配偶者と離別・ 死別等した子と 同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人数	1, 272	4, 108	5, 798	1, 853	1, 735	2, 301	24	17, 091
割合 (%)	7. 4	24. 0	33. 9	10.8	10. 2	13. 5	0. 1	100. 0

⁽注) 「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

ウ. 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄(表 51)

被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 39.0%と最も多く、次いで「夫」が 22.7%、「娘」が 19.3%の順であった。

なお、1 件の虐待判断事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 16,669 件に対する虐待者の総数は17,909 人であった。

表 51 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者	娘の 配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	4, 070	1, 177	6, 982	3, 465	461	177	385	498	684	10	17, 909
割合 (%)	22. 7	6. 6	39. 0	19. 3	2. 6	1.0	2. 1	2. 8	3. 8	0. 1	100.0

エ. 虐待者の年齢(表52)

虐待者の年齢は、「 $50\sim59$ 歳」が 27.0%と最も多く、次いで $70\sim79$ 歳(「 $70\sim74$ 歳」と「 $75\sim79$ 歳」の合計)及び $60\sim69$ 歳(「 $60\sim64$ 歳」と「 $65\sim69$ 歳」の合計)が 16.2%、「 $40\sim49$ 歳」が 14.4%の順であった。

表 52 虐待者の年齢

	40歳 未満	40~ 49歳	50~ 59歳	60~ 64歳	65~ 69歳	70~ 74歳	75~ 79歳	80~ 84歳	85~ 89歳	90歳 以上	不明	合計
人数	1, 168	2, 587	4, 827	1, 701	1, 193	1, 450	1, 444	1, 500	914	259	866	17, 909
割合 (%)	6. 5	14. 4	27. 0	9. 5	6.7	8. 1	8. 1	8. 4	5. 1	1.4	4. 8	100.0

(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア. 分離の有無(表53)

虐待への対応として、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」が 52.9%を占めた。一方、「虐待者から分離を行った事例」は 20.1%、「虐待判断時点で既に分離状態の事例」は 14.3%であった。

表 53 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	割合 (%)
虐待者から分離を行った事例	4, 801	20. 1
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	12, 649	52. 9
現在対応について検討・調整中の事例	434	1.8
虐待判断時点で既に分離状態の事例	3, 424	14. 3
その他	2, 610	10. 9
合計	23, 918	100.0

⁽注)虐待への対応には、令和3年度以前に虐待と認定して令和4年度に対応した6,827 人を含むため、合計人数は令和4年度の虐待判断事例における被虐待高齢者 17,091人と一致しない。

イ. 分離を行った事例の対応 (表 54)

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が34.1%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が17.4%、「やむを得ない事由等による措置」が15.9%、「(上記以外の) 住まい・施設等の利用」が12.9%の順であった。

「やむを得ない事由等による措置」を行った 761 人のうち 531 人 (69.8%) において面会を制限する措置が行われていた。

表 54 分離を行った事例の対応の内訳

	人数	割合(%)
契約による介護保険サービスの利用	1, 637	34. 1
やむを得ない事由等による措置	761	15. 9
うち、面会の制限を行った事例	(531)	(69. 8)
緊急一時保護	469	9.8
医療機関への一時入院	836	17. 4
上記以外の住まい・施設等の利用	619	12. 9
虐待者を高齢者から分離(転居等)	261	5. 4
その他	218	4. 5
合計	4, 801	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳(表 55)

分離していない事例(経過観察(見守り)を除く。)における対応では、「養護者に対する助言・指導」が57.7%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が26.4%であった。

※「経過観察(見守り)」は、3,080件(24.3%)

表 55 分離していない事例(経過観察(見守り)を除く。)対応の内訳(複数回答)

	人数	割合 (%)
養護者に対する助言・指導	7, 299	57. 7
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	388	3. 1
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	992	7. 8
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	3, 342	26. 4
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	569	4. 5
その他	2, 161	17. 1

⁽注)割合は、分離していない事例における被虐待高齢者12,649人に対するもの。 複数回答のため、回答数の合計は分離してない事例における被虐待高齢者12,649人と一致しない。

エ. 権利擁護に関する対応 (表 56)

成年後見制度の利用については、利用開始済みが943人(うち令和4年度内に利用開始済が681人)、「利用手続き中」が671人であった。また、令和4年度内に成年後見制度を「利用開始済」もしくは「利用手続き中」であった1,352人のうち、市町村長申立の事例は950人(70.3%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は 222 人であり、うち成年後見制度利用手続き中は 25 人であった。

表 56 成年後見制度の利用状況

	人数
調査対象年度以前に成年後見制度利用開始済	262
調査対象年度内に成年後見制度利用開始済	681
成年後見制度利用手続き中	671

オ. 養護者支援(表57)

養護者支援の取組内容については、「養護者への相談・助言」が 63.9%と最も多く、次いで「養護者への定期的な声掛け、ねぎらい等による関係性の構築・維持づくり」が 57.5%、「養護者の抱える生活課題等ついてのアセスメント」が 57.4%、であった。

表 57 養護者支援の取組内容(複数回答)

	人数	割合(%)
養護者への定期的な声掛け、ねぎらい等による関係性の構築・維持づくり	13, 752	57. 5
養護者の抱える生活課題等ついてのアセスメント	13, 733	57. 4
他部署多機関等との連携による支援チームの形成	10, 846	45. 3
養護者支援のゴールの設定、支援方法の確認	9, 643	40. 3
養護者への相談・助言	15, 293	63. 9
家族・親族・近隣住民等との関係性の調整	7, 839	32. 8
各種社会資源の紹介・つなぎ・調整	10, 230	42. 8
定期的な訪問によるモニタリング	11, 037	46. 1
養護者支援の終結の判断	6, 458	27. 0
その他	851	3. 6

⁽注)割合は、令和3年度以前に虐待と認定して令和4年度に対応した6,827人を含む被虐待高齢者23,918人に対するもの。

(10) 虐待等による死亡事例

市町村が把握した養護者(※介護している親族を含む)による事例で、被介護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例について集計を行った。

ア. 死亡原因及び被害者数 (表 58)

「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」が 14 人、「養護者による被養護者の殺人 (心中未遂を除く)」が 6 人、「養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死」 が 4 人、「その他」が 3 人、「不明」が 5 人であった。

表 58 死亡原因

	人数
養護者による被養護者の殺人(心中未遂を除く)	6
養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死	4
養護者のネグレクトによる被養護者の致死	14
心中(養護者、被養護者とも死亡)	0
心中未遂(養護者生存、被養護者死亡)	0
その他	3
不明	5
合計	32

イ. 加害者の性別及び続柄 (表 59)

加害者の性別は「男性」20 人 (62.5%)、「女性」12 人 (37.5%) であり、続柄は、「息子」が13 人 (40.6%)、「娘」が9 人 (28.1%)、「夫」が4 人 (12.5%)、「妻」が3人 (9.4%)、「兄弟姉妹」が1人 (3.1%)、「その他」が2人 (6.3%) であった。

表 59 被害者(被養護者)から見た加害者(養護者)の続柄

	夫	妻	息子	娘	兄弟姉妹	その他	合計
人数	4	3	13	9	1	2	32
割合(%)	12. 5	9. 4	40. 6	28. 1	3. 1	6. 3	100.0

ウ. 被害者の性別及び年齢 (表 60)

被害者の性別は「男性」が 14 人 (43.8%)、「女性」が 18 人 (56.3%) であった。年齢は、「90歳以上」が 13 人 (40.6%)、「85~89歳」が 6 人 (18.8%)、「70~74歳」「75~79歳」「80~84歳」がそれぞれ 4 人 (12.5%)、「65~69歳」が 1 人 (3.1%) であった。

表60 被害者(被養護者)の年齢

	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90歳以上	合計
人数	1	4	4	4	6	13	32
割合 (%)	3. 1	12. 5	12. 5	12. 5	18. 8	40. 6	100.0

エ. 被害者の介護保険サービスの利用状況 (表 61)

被害者の介護保険サービスの利用状況は、「介護保険サービスを受けている」が 11 人 (34.4%)、「過去に受けていたが事件時点では受けていない」が 4 人 (12.5%)、「過去も含めて受けていない」が 12 人 (37.5%)、「不明」が 5 人 (15.6%) であった。

表 61 介護保険サービス利用状況

	人数	割合 (%)
介護保険サービスを受けている	11	34. 4
過去に受けていたが事件時点では受けていない	4	12. 5
過去も含めて受けていない	12	37. 5
不明	5	15. 6
合計	32	100. 0

オ. 事案の事後検証及び再発防止策の実施状況 (表 62、表 63)

発生した死亡事案のうち、事後検証・振り返り作業を何らかの形で実施したのは 23 件 (71.9%)、実施していない(未定及び不明を含む)のは9件(28.1%)であった。

また、再発防止策を実施したのは 15 件 (46.9%)、現在計画中は 4 件 (12.5%) であった。

表 62 事案の事後検証

	人数	割合 (%)
実施した(予定を含む)	23	71. 9
実施していない	9	28. 1
合計	32	100.0

(注) 「実施した(予定を含む)」には事後検証もしくは 振り返りを何らかの形で実施したものが含まれる。

表 63 再発防止策の実施

	件数	割合(%)
実施した	15	46. 9
現在計画中	4	12. 5
実施していない	13	40. 6
合計	32	100.0

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、令和 4 年度末の状況を調査した(表 64)。

実施率をみると、「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」が90.7%、「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」が89.9%、「成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化」が88.5%、「養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が84.6%、「養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用」が83.2%「高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化」が81.7%、と8割以上の市町村で実施されていた。

一方で、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が 52.7%、介護保険サービス事業所等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組が 53.0%と半数程度にとどまっている。また「終結した虐待事案の事後検証」については 45.1%と半数を下回っていた。

また、行政機関連携においても「高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化」の実施率は 56.7% にとどまっており、市町村において今後特に積極的な取組が望まれる。

加えて、前回調査より、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する項目を新たに設けた。新設項目の中では、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有」が80.0%と比較的高い割合であったが、その他の項目については、「指導監督権限を有する施設・事業所おいて虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催」が7.4%、「介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認」が23.3%など、半数を下回る項目が多かった。

表 64 市町村における体制整備等に関する状況

(1,741市町村、令和4年度末現在)

(上:市町村数、下:割合(%))

養護者に		実施済	未実施	R03実施済
養護者に				
		1, 473	268	1, 445
	こよる同断有信付の対応のお口となる中心の住民への同知 (調査対象十段中)	84. 6	15. 4	83. 0
地域句も	チェゼムンカー 笠の間を老るの言訟をお待に即士を耳体 (細木計争を座内)	1, 157	584	1, 111
広	舌支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修 (調査対象年度中) 	66. 5	33. 5	63. 8
+n	宣待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動 (調査対象年)	1, 067	674	1, 025
• 度中)		61.3	38. 7	58. 9
普 居宅介語	蒦サービス事業者に高齢者虐待防止法について周知 (養護者による高齢者虐待の)	1, 129	612	1, 044
	上、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中)	64. 8	35. 2	60. 0
発	・ 食施設に高齢者虐待防止法について周知 (養護者による高齢者虐待の未然防止、	992	749	930
	え。 見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中)	57. 0	43. 0	53. 4
		1, 448	293	1, 399
養護者に	こよる高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	83. 2	16. 8	80. 4
ネート生委員	B 住民 社会行礼物議会体がこれで「日期発見 日ウリネットローク」の構筑を	1, 352	389	1, 341
ツの取組	員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築へ	77.7	22. 3	77. 0
F		923	818	911
ワ 介護保険 築への耳	食サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構 Пря			
1 2 2		53. 0	47. 0	52. 3
1#	関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構 man	917	824	899
築 築への耳	以和	52. 7	47. 3	51. 6
成年後見	見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化 	1, 541	200	1, 522
		88. 5	11. 5	87. 4
地域にお	おける権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	1, 176	565	1, 057
	O. O. DELINERS NO. PROSESSION SERVICE STATE AND SERVICE STATE STATE AND SERVICE STATE STATE STATE STATE AND SERVICE STATE STAT	67. 5	32. 5	60. 7
行	 虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	1, 095	646	1, 071
機	E 内別正広にため も言ぶ省氏に対する成別文明寺に対する言ぶ省にコーローン IIII 成	62. 9	37. 1	61.5
関サルクル	业法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	1, 333	408	1, 324
連 老人福祉 携	业区の死亡による行直を採るために必要な占主権体のための国际機関との調金	76. 6	23. 4	76. 0
I "" I	皇待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役	1, 422	319	1, 407
場内の体	本制強化	81. 7	18. 3	80. 8
高齢者虐		987	754	959
	爰センター等の関係機関との連携強化	56. 7	43. 3	55. 1
F 45 5 41		1, 579	162	1, 565
虐待を作 相	テった養護者に対する相談、指導または助言	90. 7	9. 3	89. 9
談目室にお	いて日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利	1, 566	175	1, 547
	ない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	89. 9	10. 1	88. 9
接		786	955	761
終結し <i>t</i>	た虐待事案の事後検証	45. 1	54. 9	43. 7
素 办誰也	を設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周	527	1, 214	452
	他設体争有寺による高町有虐待に関して、サービス利用有や家族、地域住民寺への周 ((ポスター、リーフレット等の作成・配布)	30. 3	69. 7	26. 0
介		406	1, 335	358
	ービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認	23. 3	76. 7	20. 6
施設場資際表			1	737
従 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	腎権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、 見・早期対応等に関する周知	812	929 52.4	
事		46. 6	53. 4	42. 3
者 指導監督 等 修等の別	賢権限を有する施設・事業所おいて虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研 関係	129	1, 612	114
15	πi i±	7. 4	92. 6	6. 5
よ指導監督	習権限を有する施設·事業所における虐待防止の取組状況の把握(虐待防止委員会等)	663	1, 078	580
る。高		38. 1	61.9	33. 3
齢 養介護族	を設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	1, 073	668	999
者		61. 6	38. 4	57. 4
虐 養介護施	施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有	1, 392	349	1, 360
対対	THE COURSE OF THE PROPERTY OF	80.0	20. 0	78. 1
応 養介護旅	施設従事者等による高齢者虐待対応において、医療・福祉・法律専門職等から支援を受	868	873	820
けられる	体制	49. 9	50. 1	47. 1

(参考) 実施状況について

①対応窓口の周知

市町村や地域包括支援センター等が発行する広報誌やパンフレット、ポスター、ガイドブック、ポケットティッシュなどに掲載・(全戸)配布、ホームページへの掲載、ケーブルテレビ、各種研修会、住民向けの教室・出前講座、民生委員会議など、地域の実情に応じ、様々な方法で周知

②関係者の研修

報・普及啓

地域ケア会議、高齢者虐待防止研修会、関係機関ネットワーク会議、ケアマネジャー会議、民生委員、認知症サポーター養成、市民後見人養成研修、権利擁護研修、弁護士相談会など

③住民への啓発活動

市町村や地域包括支援センターが発行する広報誌やパンフレット、各種研修会、パネル展、住民向けの教室・出前講座、ホームページなど、地域の実情に応じ、様々な方法で周知

④居宅介護サービス事業者への法の周知

事業者を対象とした集団指導、権利擁護研修や出前講座等において周知、事業者連絡会との連携

⑤介護保険施設への法の周知

施設を対象とした集団指導、権利擁護研修や出前講座等において周知、事業者連絡会との連携

⑥対応マニュアル等の作成

独自のマニュアルや指針、フロー図等を作成・更新、居宅サービス事業所及び施設等へ周知

(7)「早期発見・見守りネットワーク」の構築

ネットワ

・ク構築

民生委員や地域包括支援センター、ボランティア、警察、消防、企業等と連携したネットワークを構築、定期開催(名称や開催頻度は市町村により様々)

⑧「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築

上記の機能を備えたネットワークを構築、地域ケア会議等既存資源の活用

⑨「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築

上記の機能を備えたネットワークを構築、弁護士会・社会福祉士会と契約(高齢者虐待対応チーム) 成年後見制度利用促進協議会による権利擁護支援体制の構築等

⑩成年後見制度の首長申立のための体制強化

相談機能の強化、関係組織との連携、法律専門職を含めた調整会議の開催、成年後見制度利用促進事業の活用、要綱の見直し、マニュアルの作成、コーディネーターの配置、市民後見人の育成など

⑪地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備

成年後見センターを開設し定期連絡会を開催、必要時に連携して対応、広域圏域での設置に向け検討

虐待対応ネットワークに構成員として参加、担当者会議を定例開催、ケース毎に個別協議、事後対応 の経過について情報共有するための打合せを定期的に開催など

③居室確保のための関係機関との調整

施設と協定締結、委託契約、協力要請。担当者会議を開催、緊急ショート・シェルター事業の活用

(4)生活困窮者支援、DV 担当課等の役所・役場内の体制強化

DV、障がい者虐待、児童虐待担当課及び生活保護担当課と連携し、虐待対応につき情報共有を行う体制を構築、重層的支援体制整備事業の活用

⑤保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化 関係部署等と調整・連携するための会議を開催、事例を通じた協力関係の構築

(16)虐待者(養護者)に対する相談、指導、助言

地域包括支援センターや介護支援専門員、その他関係機関・専門職と連携・協力を得て実施。重層的 支援体制整備事業と連携し世帯課題として対応

相談・支援

①居宅において必要な福祉・保健医療サービスを利用していない高齢者の早期発見の取組や相談等 民生委員等による個別訪問、生活支援体制整備事業や介護予防把握事業の活用による早期発見、セル フネグレクト、サービス拒否者に対する定期訪問とサービス導入支援、

⑧終結した虐待事案の事後検証

虐待対応評価会議、ケア会議、認知症初期集中支援チーム会議等で対応や終結後の検証を実施、総合相談の中でその後の状況を検証し必要に応じてフォロー、ケアマネジャーと評価会議を実施、自治体内包括で毎月権利擁護業務会議を開催し、必要に応じて事例検討を実施

4. 都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、令和 4 年度の状況を調査した(表 65)。

高齢者権利擁護等推進事業関連事業の実施状況をみると、「市町村への支援(市町村職員等の対応力強化研修)」は44 都道府県(93.6%)で、「市町村への支援(福祉・法律専門職等による権利擁護相談窓口の設置)」は36 都道府県(76.6%)で実施されていた。一方、「地域住民への普及啓発・養護者への支援(養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣)」(実施済み10 都道府県)、「介護施設・サービス事業所への支援(身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催)」(実施済み12 都道府県)、「地域住民への普及啓発・養護者への支援(シンポジウム等の開催)」(実施済み14 都道府県)、「市町村への支援(ネットワーク構築等支援)」(実施済み19 都道府県)などを実施している都道府県は限られていた。

それ以外の部分では、「管内市町村等の通報・相談窓口一覧の周知(ホームページ等)」は 44 都道府県(93.6%)で、「市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供等」は 43 都道府県(91.5%)で実施されていた。

また、前回より、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する項目を新たに設けた。新設項目の中では、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の庁内関係部署間での共有」は 43 都道府県 (91.5%) で、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の市町村との共有、対応協議」は 39 都道府県 (83.0%)、「市町村担当者のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修等の開催」は 36 都道府県 (76.6%) で実施されていた。一方、「養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発(ポスター、リーフレット等の作成・配布)」(実施済み 15 都道府県)、「市町村担当者のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成、研修等による活用支援」(実施済み 20 都道府県)など、半数を下回るものもあった。

表 65 都道府県における体制整備等に関する状況

(上:都道府県数、下:割合(%))

			:都迫府県数、	
		実施済	未実施	R03実施済
	介護施設・サービス事業所への支援(身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催)	12	35	10
	THE ADDRESS OF THE PROPERTY OF	25. 5	74. 5	21. 3
	介護施設・サービス事業所への支援(権利擁護推進員養成研修)	31	16	29
<u> </u>	THE THE PARTY OF T	66. 0	34. 0	61.7
高齢	介護施設・サービス事業所への支援(看護職員研修)	27	20	24
者	7 政心成 プロスチス/バージス/版(自成物央切19/	57. 4	42. 6	51. 1
権	市町村への支援(福祉・法律専門職等による権利擁護相談窓口の設置)	36	11	36
利 擁		76. 6	23. 4	76. 6
護	市町村への支援(市町村職員等の対応力強化研修)	44	3	42
等 #	川町村、200人族(川町村城員寺の対応の近代町修)	93. 6	6. 4	89. 4
推 進	古町けるの古標(さいしローク構築等古標)	19	28	15
事	市町村への支援(ネットワーク構築等支援)	40. 4	59. 6	31. 9
業	ルけけり。の並れ改改 美球本。の土垣 / こうようち / 笠の明かり	14	33	11
関連	地域住民への普及啓発・養護者への支援(シンポジウム等の開催)	29. 8	70. 2	23. 4
	地域住民への普及啓発・養護者への支援(制度等に関するリーフレット等の作	17	30	16
	成)	36. 2	63. 8	34. 0
	地域住民への普及啓発・養護者への支援(養護者による虐待につながる可能性の	10	37	7
	ある困難事例での専門職の派遣)	21. 3	78. 7	14. 9
1 = 7 + 64		44	44 3	43
上記補助事業以外	管内市町村等の通報・相談窓口一覧の周知(ホームページ等)	93. 6	6. 4	91. 5
の独自の		43	4	40
取組	市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供等	91. 5	8. 5	85. 1
住民・	養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住	15	32	15
サービス 利用者	民等への周知・啓発(ポスター、リーフレット等の作成・配布)	31. 9	68. 1	31.9
+/-	指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の	31	16	26
設	未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知	66. 0	34. 0	55. 3
す・	指導監督権限を有する施設・事業所おいて虐待防止の取組を促進させるための	25	22	22
取業	リーダー養成研修等の開催	53. 2	46. 8	46.8
組所	指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握(虐待防	28	19	21
に 対	田寺画目権限で有する心臓で、事業がにおける信何的エの政権が必む症(信何的 上委員会等)	59. 6	40. 4	44. 7
ν,	市町村担当者のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、	20	27	20
市	第務指針、対応フロー図等の作成、研修等による活用支援	42. 6	57. 4	42. 6
町		36	11	36
村 支	市町村担当者のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修等の開催	76. 6	23. 4	76. 6
援	養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の <u>庁内関係部署間での</u>	43	1	41
ح	後 介護施設・ 争	91. 5	8. 5	87. 2
して		39	8	37
o o	養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の <u>市町村との共有、対</u> 応協議	83. 0	17. 0	78. 7
取		29	17. 0	27
組	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、市町村担当者が医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制	61. 7	38. 3	57. 4
		01. /	აგ. ა	57.4

5. クロス集計等分析結果表等

調査項目間の関連を分析するために、クロス集計した分析表は、以下のとおりである。

(1)養介護施設従事者等による高齢者虐待

表 66 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

認知症高齢者の日常生活自	÷ #	虐待種別						
認知延同即有07日吊生冶日	五 段	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待		
なし/自立/ I (n=49)	人数	18	10	28	4	2		
なじ/ 自立/ 1 (H=49)	割合(%)	36. 7	20. 4	57. 1	8. 2	4. 1		
II (n=212)	人数	109	57	84	3	3		
11 (11–212)	割合(%)	51. 4	26. 9	39. 6	1.4	1.4		
Ⅲ (n=407)	人数	242	102	144	17	6		
ш (11–407)	割合(%)	59. 5	25. 1	35. 4	4. 2	1. 5		
IV ∕ M (n=195)	人数	145	38	51	6	2		
10 / 101 (11-193)	割合(%)	74. 4	19. 5	26. 2	3. 1	1.0		
合計 (n=863)	人数	514	207	307	30	13		
合計 (n=863)	割合(%)	59. 6	24. 0	35. 6	3. 5	1. 5		

⁽注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。認知症の有無が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 67 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度(深刻度)の関係

	割切点支換者の口	尚 上江白六庄		Δ=1			
	認知症高齢者の日	吊生活日立度	1 (軽度)	2 (中度)	3 (重度)	4(最重度)	合計
	なし/自立/ I	人数	18	6	2	1	27
	ルレノ 日立ノ 1	割合(%)	66. 7	22. 2	7. 4	3. 7	100. 0
	П	人数	61	68	12	1	142
	ш	割合(%)	43. 0	47. 9	8. 5	0. 7	100. 0
	Ш	人数	138	100	22	5	265
	ш	割合(%)	52. 1	37. 7	8. 3	1. 9	100. 0
	I V∕M	人数	56	30	6	2	94
	IV / IVI	割合(%)	59. 6	31. 9	6. 4	2. 1	100. 0
合	<u></u>	人数	273	204	42	9	528
	п	割合(%)	51. 7	38. 6	8. 0	1. 7	100. 0

⁽注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。認知症の有無が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 68 入所系施設における被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

要介護度				虐待種別		
安川護及		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立/要支援1/要支援2/	人数	53	18	43	5	6
要介護 1 (n=106)	割合(%)	50. 0	17. 0	40. 6	4. 7	5. 7
要介護 2 (n=99)	人数	43	33	39	4	1
安月設 2 (II-99) 	割合(%)	43. 4	33. 3	39. 4	4. 0	1.0
要介護 3 (n=316)	人数	178	67	119	7	5
安月設 3 (II-310)	割合(%)	56. 3	21. 2	37. 7	2. 2	1.6
要介護 4 (n=430)	人数	277	103	141	15	5
安介護4 (11-430)	割合(%)	64. 4	24. 0	32. 8	3. 5	1. 2
要介護 5 (n=243)	人数	156	59	66	11	3
安介護 5 (II-243)	割合(%)	64. 2	24. 3	27. 2	4. 5	1. 2
合計 (n=1, 194)	人数	707	280	408	42	20
	割合(%)	59. 2	23. 5	34. 2	3. 5	1. 7

⁽注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)、小規模多機能型居宅 介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回 答形式で集計。要介護度が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 69 入所系施設における被虐待高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)と虐待種別の関係

寝たきり度		虐待種別						
後にさり及		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待		
自立/J (n=29)	人数	15	6	12	1	3		
日立/ 2 (II-5a)	割合(%)	51. 7	20. 7	41. 4	3. 4	10. 3		
A (n=241)	人数	142	56	95	7	0		
A (II–241)	割合(%)	58. 9	23. 2	39. 4	2. 9	0.0		
B (n=391)	人数	226	97	131	17	9		
B (II=391)	割合(%)	57. 8	24. 8	33. 5	4. 3	2. 3		
C (n=111)	人数	65	39	32	3	1		
C (II-111)	割合(%)	58. 6	35. 1	28. 8	2. 7	0. 9		
合計 (n=772)	人数	448	198	270	28	13		
D 51 (11-772)	割合(%)	58. 0	25. 6	35. 0	3. 6	1. 7		

⁽注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)、小規模多機能型居宅 介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回 答形式で集計。日常生活自立度 (寝たきり度) が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 70 施設種別ごとの虐待種別の関係

施設種別		虐待種別						
他設性別		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待		
介護保険施設	人数	361	185	194	25	8		
(n=633)	割合(%)	57. 0	29. 2	30.6	3. 9	1.3		
GH·小規模多機能	人数	120	47	81	8	1		
(n=207)	割合(%)	58. 0	22. 7	39. 1	3. 9	0. 5		
その他入所系	人数	262	64	160	9	16		
(n=431)	割合(%)	60.8	14. 8	37. 1	2. 1	3.7		
居宅系(n=102)	人数	45	17	20	6	30		
后七糸(N−102)	割合(%)	44. 1	16. 7	19. 6	5. 9	29. 4		
その他 (n=33)	人数	22	13	9	1	0		
ての他(ロー33)	割合(%)	66. 7	39. 4	27. 3	3. 0	0.0		
合計 (n=1, 406)	人数	810	326	464	49	55		
□ 高	割合(%)	57. 6	23. 2	33.0	3. 5	3. 9		

⁽注)「その他入所系」は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。 虐待種別は複数回答形式で集計。

表 70-2 施設種別ごとの虐待種別の関係(詳細)

					虐待種別			
		被虐待 高齢者数	身体的 虐待	介護等 放棄	心理的 虐待	性的虐待	経済的 虐待	虐待に該当す る身体拘束
特別養護老人ホーム	人数	441	283	109	126	14	8	7
村別食護老人小一厶	割合(%)	100.0	64. 2	24. 7	28. 6	3. 2	度待 4 8 2 1.8 1 00 9 0.0 0 0 0.0 7 0 0 8 0.0 6 15 7 4.2 1) (9) (5.9) (2) (6) (3.0) 1 1 8 4.8 0 0 0.0 2 1 1 0.0 3 15 7 33.3 2 4 7 9.3	16.
介護老人保健施設	人数	186	72	76	65	11	0	;
月 设名 八 床 健 爬 政	割合(%)	100.0	38. 7	40. 9	34. 9	5. 9	0.0	17
介護療養型医療施設(介護医療院)	人数	6	6	0	3	0	0	
月 6 次 民主 区 次 池 区 (月 6 区 次 池 /	割合(%)	100.0	100. 0	0.0	50.0	0.0	0.0	0
	人数	186	106	43	73	7	0	
心从近为心主共同工力打破	割合(%)	100.0	57. 0	23. 1	39. 2	3.8	0.0	16
有料老人ホーム	人数	356	225	50	119	6	15	1
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	割合(%)	100.0	63. 2	14. 0	33. 4	1.7	4. 2	37
(内数)住宅型有料老人ホーム	人数	(153)	(101)	(16)	(45)	(4)	(9)	(6
(四数)正七至有料名八小 五	割合(%)	(100. 0)	(66. 0)	(10. 5)	(29. 4)	(2. 6)	(5. 9)	(39.
(内数)介護付き有料老人ホーム	人数	(203)	(124)	(34)	(74)	(2)	(6)	(7
	割合(%)	(100. 0)	(61. 1)	(16. 7)	(36. 5)	(1.0)	(3. 0)	(36.
小規模多機能型居宅介護等	人数	21	14	4	8	1	1	
小风候夕城能至后七月丧寺	割合(%)	100.0	66.7	19.0	38. 1	4. 8	4. 8	23
軽費老人ホーム	人数	3	2	0	1	0	0	
牲員 名八小── 厶	割合(%)	100.0	66. 7	0.0	33. 3	0.0	0.0	33
養護老人ホーム	人数	31	12	3	22	2	1	
食	割合(%)	100.0	38. 7	9. 7	71.0	6. 5	3. 2	0
短期入所施設	人数	41	23	11	18	1	0	
应州八 別 他 改	割合(%)	100.0	56. 1	26. 8	43. 9	2. 4	0.0	12
訪問介護等	人数	45	13	15	12	3	15	
奶问 月 接 守	割合(%)	100.0	28. 9	33. 3	26. 7	6.7	33. 3	20
通所介護等	人数	43	30	2	8	2	4	
超 別月 设守	割合(%)	100.0	69.8	4. 7	18. 6	4. 7	9. 3	27
居宅介護支援等	人数	14	2	0	0	1	11	
店七汀護又抜寺	割合(%)	100.0	14. 3	0.0	0.0	7. 1	78. 6	14
その他	人数	33	22	13	9	1	0	
ての旭	割合(%)	100.0	66. 7	39. 4	27. 3	3. 0	0.0	36
소타	人数	1, 406	810	326	464	49	55	3
合計	割合(%)	100.0	57. 6	23. 2	33. 0	3. 5	3.9	22

⁽注)施設・事業所種別の「その他」には、未届け有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、複合経営事業所等が含まれる。

表 71 施設種別ごとの虐待の程度 (深刻度)

施設種別			虐待の程度	(深刻度)		合計
加設性別		1 (軽度)	2 (中度)	3 (重度)	4(最重度)	日前
介護保険施設	人数	167	141	26	5	339
月 遗体陕旭故	割合(%)	49. 3	41. 6	7.7	1. 5	100.0
GH·小規模多機能	人数	75	57	4	3	139
uii · 小戏侯多版能	割合(%)	54. 0	41.0	2. 9	2. 2	100.0
その他入所系	人数	121	79	25	3	228
200個人所采	割合(%)	53. 1	34. 6	11.0	1. 3	100.0
居宅系	人数	17	40	4	1	62
后七术 	割合(%)	27. 4	64. 5	6. 5	1. 6	100.0
その他	人数	3	15	0	0	18
-C 071B	割合(%)	16. 7	83. 3	0.0	0.0	100.0
合計	人数	383	332	59	12	786
ΠĀΙ	割合(%)	48. 7	42. 2	7. 5	1. 5	100. 0

⁽注)「その他入所系」は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。

表 72 虐待者の性別と介護従事者の性別の比較

		男性	女性	不明	合計
 本調査での虐待者	人数	529	460	35	1, 024
本調査での信付有	割合(%)	51. 7	44. 9	3. 4	100. 0
介護従事者	人数	14, 058	54, 940	1, 277	70, 275
月 設 (本) 日	割合(%)	20. 0	78. 2	1.8	100.0

⁽注)「介護従事者」は、介護労働安全センター『令和 4 年度介護労働実態調査(事業所における介護労働実態調査)』による。

表 73 虐待者の男女別年齢と介護従事者の男女別年齢の比較

○本調査での虐待者

		年齢								
		~29歳	30~39歳	40~49歳	50歳以上	総計				
男性	人数	88	106	94	136	424				
万 住	割合(%)	20. 8	25. 0	22. 2	32. 1	100.0				
	人数	31	51	72	186	340				
女性	割合(%)	9. 1	15. 0	21. 2	54. 7	100.0				
△ =1	人数	119	157	166	322	764				
合計	割合(%)	15. 6	20. 5	21. 7	42. 1	100.0				

⁽注)年齢、性別は「不明」を除く。

○介護従事者

				年齢							
		~29歳 30~39歳 40~49歳 50歳以上 総計									
男性	割合(%)	12. 6	27. 1	30. 0	30. 4	100.0					
女性	割合(%)	5. 9 12. 4 24. 0 57. 7 100. 0									

⁽資料) 介護労働安定センター 『令和 4 年度介護労働実態調査 (事業所における介護労働実態調査)』 年齢、性別は「不明」を除く。

表 74 施設種別にみた虐待者の職種

				虐待者	の職種				管理職、
	虐待者数 (人)	介護職	看護職	管理職	施設長	経営者・開設者	その他 不明	介護職 割合(%)	施設長、経営者等割合(%)
特別養護老人ホーム	360	337	11	1	2	0	9	93. 6	0.8
介護老人保健施設	108	86	12	5	0	0	5	79. 6	4. 6
介護療養型医療施設・介護医療院	6	5	1	0	0	0	0	83. 3	0.0
認知症対応型共同生活介護	138	122	0	8	6	0	2	88. 4	10. 1
有料老人ホーム	239	165	15	15	24	8	12	69. 0	19. 7
(内数) 住宅型有料老人ホーム	(116)	(68)	(6)	(12)	(15)	(7)	(8)	(58. 6)	(29. 3)
(内数) 介護付き有料老人ホーム	(123)	(97)	(9)	(3)	(9)	(1)	(4)	(78. 9)	(10. 6)
小規模多機能型居宅介護等	16	12	1	1	1	0	1	75. 0	12. 5
軽費老人ホーム	3	3	0	0	0	0	0	100.0	0.0
養護老人ホーム	20	12	0	0	1	0	7	60.0	5. 0
短期入所施設	43	37	2	2	2	0	0	86. 0	9. 3
訪問介護等	28	20	2	4	1	0	1	71. 4	17. 9
通所介護等	34	22	3	4	0	0	5	64. 7	11.8
居宅介護支援等	8	2	0	2	0	0	4	25. 0	25. 0
その他	21	10	0	1	3	4	3	47. 6	38. 1
合計	1, 024	833	47	43	40	12	49	81.3	9. 3

⁽注)施設・事業所種別の「その他」には、未届け有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、複合経営事業所等が含まれる。

(2)養護者による高齢者虐待

表 75 被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

		一				虐待種別		
	,	要介護度		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
	要支援 1	(n=722)	人数	475	73	365	5	100
	女义版「	(11–722)	割合(%)	65. 8	10. 1	50. 6	0. 7	13. 9
	要支援2	(n=940)	人数	616	109	497	2	146
	女义饭 2	(11–940)	割合(%)	65. 5	11. 6	52. 9	0. 2	15. 5
	要介護 1	(n=3, 073)	人数	2, 065	587	1, 228	11	410
	安月茂「	(II=3, 073)	割合(%)	67. 2	19. 1	40. 0	0.4	13. 3
	要介護 2	(n=2, 534)	人数	1, 662	574	956	6	356
	安月 茂 乙	(II–2, 554)	割合(%)	65. 6	22. 7	37. 7	0. 2	14. 0
	要介護3	(n=2, 194)	人数	1, 398	596	696	3	357
	安川設ら	(II-2, 194)	割合(%)	63. 7	27. 2	31. 7	0. 1	16. 3
	要介護 4	(n=1, 486)	人数	855	453	427	10	326
	安月 设 4	(11–1, 400)	割合(%)	57. 5	30. 5	28. 7	0. 7	21. 9
	要介護 5	(n=841)	人数	457	282	210	3	193
	安川護り	(11-041)	割合(%)	54. 3	33. 5	25. 0	0.4	22. 9
스타	(N=11, 790)		人数	7, 528	2, 674	4, 379	40	1, 888
合計	(N-11, 790)		割合(%)	63. 9	22. 7	37. 1	0. 3	16.0

⁽注)要支援・要介護認定者から要介護度不明の45人を除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 76 被虐待高齢者の要介護度と虐待の程度 (深刻度) の関係

要介護度			虐待の程度	(深刻度)		合計
安月喪反		1 (軽度)	2 (中度)	3 (重度)	4(最重度)	
要支援 1	人数	220	187	77	31	515
安义版「	割合(%)	42. 7	36. 3	15. 0	6. 0	100. 0
要支援 2	人数	283	244	107	43	677
安义版2	割合(%)	41.8	36. 0	15. 8	6. 4	100. 0
要介護 1	人数	890	871	370	116	2, 247
安川張「	割合(%)	39. 6	38. 8	16. 5	5. 2	100. 0
要介護 2	人数	739	701	292	101	1, 833
安川 礎 4	割合(%)	40. 3	38. 2	15. 9	5. 5	100. 0
要介護3	人数	538	653	293	62	1, 546
安川設ら	割合(%)	34. 8	42. 2	19.0	4. 0	100. 0
要介護 4	人数	361	443	220	80	1, 104
安川设4	割合(%)	32. 7	40. 1	19. 9	7. 2	100. 0
要介護 5	人数	179	239	132	50	600
安川設 5	割合(%)	29. 8	39. 8	22. 0	8. 3	100. 0
合計	人数	3, 210	3, 338	1, 491	483	8, 522
	割合(%)	37. 7	39. 2	17. 5	5. 7	100. 0

⁽注) 虐待の程度(深刻度)に回答があったもののうち、要支援・要介護認定者から要介護度不明の 45 人を除く。

表 77 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

	認知症高齢者の日常生活自				虐待種別		
	認知独同即有のロネエバロ	工 及	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
	介護保険未申請・申請中・	3, 601	691	2, 259	25	639	
	自立 (n=5, 244)	割合(%)	68. 7	13. 2	43. 1	0. 5	12. 2
	要介護認定済み/認知症な	人数	1, 888	417	1, 399	15	449
	し・自立度 I (n=2, 894)	割合(%)	65. 2	14. 4	48. 3	0. 5	15. 5
	認知症自立度Ⅱ	人数	2, 789	920	1, 649	5	655
	(n=4, 289)	割合(%)	65. 0	21.5	38. 4	0.1	15. 3
	認知症自立度Ⅲ以上	人数	2, 487	1, 150	1, 114	18	650
	(n=3, 969)	割合(%)	62. 7	29. 0	28. 1	0. 5	16. 4
合計	(N=16, 396)	人数	10, 765	3, 178	6, 421	63	2, 393
	(14-10, 330)	割合(%)	65. 7	19. 4	39. 2	0.4	14. 6

⁽注)介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 78 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度(深刻度)の関係

	認知症高齢者の日常生活自			虐待の程度	(深刻度)		合計
	認知延高即有のロ吊生活日	立度	1 (軽度)	2 (中度)	3 (重度)	4 (最重度)	
	介護保険未申請・申請中・	人数	1, 505	1, 251	602	270	3, 628
	自立	割合(%)	41. 5	34. 5	16. 6	7. 4	100.0
	要介護認定済み/認知症な	人数	852	784	324	111	2, 071
	し・自立度 I	割合(%)	41. 1	37. 9	15. 6	5. 4	100. 0
	認知症自立度Ⅱ	人数	1, 220	1, 236	527	154	3, 137
	心从作日立及工	割合(%)	38. 9	39. 4	16. 8	4. 9	100.0
	認知症自立度Ⅲ以上	人数	1, 006	1, 149	555	185	2, 895
	心 加亚日立及亚以工	割合(%)	34. 7	39. 7	19. 2	6. 4	100.0
合計		人数	4, 583	4, 420	2, 008	720	11, 731
		割合(%)	39. 1	37. 7	17. 1	6. 1	100.0

⁽注) 虐待の程度(深刻度)に回答があったもののうち、介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明の ケースを除く。

表 79 被虐待高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)と虐待種別の関係

7辛 雪	高齢者の日常	· - - - - - - - - - - - - -	(寝たき口座)			虐待種別		
早亡	では、これの日本の日本	1. 工心日工及	(後にさり段)	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
	自立	(n=475)	人数	326	54	212	1	74
	——————————————————————————————————————	(11–475)	割合(%)	68. 6	11. 4	44. 6	0. 2	15. 6
	J	(n=2, 487)	人数	1, 668	373	1, 108	8	342
		(11–2, 407)	割合(%)	67. 1	15. 0	44. 6	0.3	13. 8
	Α	(n=4, 810)	人数	3, 258	980	1, 843	14	644
		(11–4, 010)	割合(%)	67. 7	20. 4	38. 3	0.3	13. 4
	В	(n=2, 536)	人数	1, 489	733	804	12	499
		(II–Z, 550)	割合(%)	58. 7	28. 9	31. 7	0.5	19. 7
	С	(n=862)	人数	429	352	203	3	197
	C	(11-002)	割合(%)	49. 8	40. 8	23. 5	0.3	22. 9
合計	(N=11, 170)		人数	7, 170	2, 492	4, 170	38	1, 756
	(N-11, 170)		割合(%)	64. 2	22. 3	37. 3	0.3	15. 7

⁽注)介護保険申請状況、日常生活自立度(寝たきり度)が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で 集計。

表80 被虐待高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)と虐待の程度(深刻度)の関係

陪生	高齢者の日常生活自立度	(寝+-も11座)		虐待の程度	(深刻度)		合計
1早古	「両即有の口吊生活日立度	(後にさり段)	1 (軽度)	2 (中度)	3 (重度)	4 (最重度)	百計
	自立	人数	147	122	43	18	330
	——————————————————————————————————————	割合(%)	44. 5	37. 0	13.0	5. 5	100. 0
	1	人数	742	703	286	111	1, 842
	J	割合(%)	40. 3	38. 2	15. 5	6.0	100. 0
	Α	人数	1, 389	1, 392	547	145	3, 473
	Α	割合(%)	40. 0	40. 1	15. 8	4. 2	100. 0
	В	人数	640	717	375	121	1, 853
	Ь	割合(%)	34. 5	38. 7	20. 2	6. 5	100. 0
		人数	168	241	152	56	617
	С	割合(%)	27. 2	39. 1	24. 6	9. 1	100. 0
스=1		人数	3, 086	3, 175	1, 403	451	8, 115
	合計	割合(%)	38. 0	39. 1	17. 3	5. 6	100. 0

⁽注) 虐待の程度(深刻度)に回答があったもののうち、介護保険申請状況、日常生活自立度(寝たきり度)が 不明のケースを除く。

表 81 被虐待高齢者の介護保険サービスの利用状況と相談・通報者の関係

		専門員	業所職員 介護保険事	従事者	近隣住民・	民生委員	被虐人者	家族 親族	虐待者	行政職員	警察	その他
介護保険サービスを受けて	人数	5, 664	1, 110	328	237	101	305	491	150	365	885	709
いる (n=9,664)	割合(%)	58. 6	11. 5	3. 4	2. 5	1. 0	3. 2	5. 1	1.6	3. 8	9. 2	7. 3
過去に受けていたが判断時 点では受けていない	人数	161	20	65	14	4	28	44	13	41	63	67
点では受けていない (n=488)	割合(%)	33. 0	4. 1	13. 3	2. 9	0.8	5. 7	9. 0	2. 7	8. 4	12. 9	13. 7
過去も含めて受けていない	人数	213	60	186	84	38	141	243	62	140	338	218
(n=1, 609)	割合(%)	13. 2	3. 7	11.6	5. 2	2. 4	8.8	15. 1	3. 9	8. 7	21.0	13. 5
合計 (n=11,761)	人数	6, 038	1, 190	579	335	143	474	778	225	546	1, 286	994
D 81 (11-11, 701)	割合(%)	51.3	10. 1	4. 9	2. 8	1. 2	4. 0	6.6	1.9	4. 6	10. 9	8. 5

⁽注)要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。相談・通報者は複数回答形式で集計。

表82 被虐待高齢者の介護保険サービスの利用状況と分離保護対応の関係

		して虐待者からの	被虐待者と虐待者 を分離していない 事例	現在対応について 検討・調整中の事 例	虐待判断時点で既 に分離状態の事例 (別居、入院、入所 等)	その他	総計
介護保険サービスを受けて	人数	2, 384	5, 567	216	1, 323	174	9, 664
いる	割合(%)	24. 7	57. 6	2. 2	13. 7	1. 8	100.0
過去に受けていたが判断時	人数	138	214	9	117	10	488
点では受けていない	割合(%)	28. 3	43. 9	1.8	24. 0	2. 0	100. 0
	人数	457	809	41	276	26	1, 609
過去も含めて受けていない	割合(%)	28. 4	50. 3	2. 5	17. 2	1. 6	100.0
合計	人数	2, 979	6, 590	266	1, 716	210	11, 761
口前	割合(%)	25. 3	56. 0	2. 3	14. 6	1. 8	100. 0

⁽注) 要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。

表83 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と虐待の程度(深刻度)の関係

介護保険サービスの利用			合計			
介護保険り一こへの利用	介護休険サービスの利用		2 (中度)	3 (重度)	4 (最重度)	
介護保険サービスを受けて	人数	2, 703	2, 762	1, 183	348	6, 996
いる	割合(%)	38. 6	39. 5	16. 9	5. 0	100. 0
過去に受けていたが判断時	人数	102	143	79	32	356
点では受けていない	割合(%)	28. 7	40. 2	22. 2	9. 0	100. 0
過去も含めて受けていない	人数	399	417	227	95	1, 138
週去も古めて交げていない	割合(%)	35. 1	36. 6	19. 9	8. 3	100. 0
	人数	3, 204	3, 322	1, 489	475	8, 490
口前	割合(%)	37. 7	39. 1	17. 5	5. 6	100. 0

⁽注) 虐待の程度(深刻度)に回答があったもののうち、要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。

表 84 虐待者の続柄と同居・別居の関係

		同居・別居の関係							
虐待者続柄		虐待者とのみ 同居	虐待者及び他 家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計		
夫	人数	2, 983	945	32	10	0	3, 97		
<u> </u>	割合(%)	75. 1	23. 8	0.8	0. 3	0. 0	100.		
妻	人数	761	299	13	1	0	1, 07		
安	割合(%)	70. 9	27. 8	1. 2	0. 1	0. 0	100.		
息子	人数	3, 264	2, 207	957	48	4	6, 48		
总丁	割合(%)	50. 4	34. 1	14. 8	0. 7	0. 1	100.		
娘	人数	1, 250	1, 215	577	37	1	3, 08		
奴	割合(%)	40. 6	39. 4	18. 7	1. 2	0.0	100.		
自ての配偶字 (校)	人数	15	251	29	3	0	29		
息子の配偶者(嫁)	割合(%)	5. 0	84. 2	9. 7	1.0	0. 0	100.		
始の記律学(短)	人数	6	95	13	2	0	11		
娘の配偶者(婿)	割合(%)	5. 2	81.9	11. 2	1. 7	0. 0	100.		
	人数	167	74	104	7	0	3!		
兄弟姉妹	割合(%)	47. 4	21.0	29. 5	2. 0	0. 0	100.		
7 %	人数	94	232	63	3	1	3		
孫	割合(%)	23. 9	59. 0	16.0	0.8	0. 3	100.		
この44	人数	246	114	190	21	0	57		
その他	割合(%)	43. 1	20. 0	33. 3	3. 7	0. 0	100.		
7 00	人数	1	3	4	1	1			
不明	割合(%)	10.0	30.0	40. 0	10.0	10. 0	100.		
岩岩市公 本	人数	233	379	109	26	0	74		
複数虐待者	割合(%)	31. 2	50. 7	14. 6	3. 5	0. 0	100.		
스타	人数	9, 020	5, 814	2, 091	159	7	17, 0		
合計	割合(%)	52. 8			0. 9	0. 0	100.		

⁽注) 虐待者の続柄は、被虐待高齢者からみたものであり、被虐待高齢者 1 人に対して虐待者が複数いる場合は 「複数虐待者」とした。

表 85 虐待者の続柄と年齢の関係

虐待者続柄		虐待者の年齢							
	/트 1寸 1日 시인(기간)		40歳未満	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	
	夫	人数	0	3	19	34	184	665	
		割合(%)	0. 0	0. 1	0. 5	0. 8	4. 5	16. 3	
	妻	人数	2	20	65	45	124	267	
	女	割合(%)	0. 2	1. 7	5. 5	3. 8	10. 5	22. 7	
	息子	人数	469	1, 551	2, 892	995	513	184	
		割合(%)	6. 7	22. 2	41. 4	14. 3	7. 3	2. 6	
	娘	人数	221	776	1, 517	439	185	75	
	规	割合(%)	6. 4	22. 4	43. 8	12. 7	5. 3	2. 2	
	その他	人数	476	237	334	188	187	259	
	ての他	割合(%)	21. 5	10. 7	15. 1	8. 5	8. 4	11. 7	
	合計	人数	1, 168	2, 587	4, 827	1, 701	1, 193	1, 450	
	口前	割合(%)	6. 5	14. 4	27. 0	9. 5	6. 7	8. 1	

虐待者続柄			合計					
	崖付 有		75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上	不明	口前
		人数	997	1, 139	757	218	54	4, 070
	~	割合(%)	24. 5	28. 0	18. 6	5. 4	1. 3	100. 0
	妻	人数	251	250	105	17	31	1, 177
	安	割合(%)	21. 3	21. 2	8. 9	1. 4	2. 6	100. 0
	息子	人数	27	2	1	0	348	6, 982
		割合(%)	0. 4	0. 0	0. 0	0. 0	5. 0	100. 0
_	娘	人数	16	2	0	0	234	3, 465
		割合(%)	0. 5	0. 1	0. 0	0. 0	6. 8	100. 0
	スの出	人数	153	107	51	24	199	2, 215
	その他	割合(%)	6. 9	4. 8	2. 3	1. 1	9. 0	100. 0
	合計	人数	1, 444	1, 500	914	259	866	17, 909
		割合(%)	8. 1	8. 4	5. 1	1. 4	4. 8	100.0

表 86 市町村の体制整備取組状況と養護者による高齢者虐待の相談・通報件数、虐待判断件数

体制整備	. — —	高齢者人口10万人あたり				
取組数	市区町村数	相談通報件数 平均値	虐待判断件数 平均値			
0	7	0. 0	0.0			
1	16	6. 6	1.6			
2	10	27. 8	13. 9			
3	12	23. 1	4. 3			
4	30	35. 9	16. 1			
5	43	42. 5	24. 5			
6	46	56. 3	30. 9			
7	59	52. 2	27. 9			
8	80	66. 7	35. 1			
9	87	68. 4	30. 5			
10	128	73. 6	35. 4			
11	124	73. 5	36. 3			
12	117	89. 3	45. 8			
13	135	80. 6	43. 0			
14	174	86. 7	38. 2			
15	145	90. 5	36. 9			
16	157	98. 8	45. 5			
17	180	108. 1	48. 2			
18	191	109. 8	51. 9			